

田野畑村地域防災計画

資料編

(令和2年度)

令和3年3月

目 次 資料編

1 本編 総則に関する資料

第1章 5節-1 田野畑村防災会議の組織	1
第1章 8節-1 過去のおもな災害記録	2

2 本編 災害予防計画に関する資料

第2章 2節-1 自主防災組織の現況	4
第2章 4節-1 地震・津波観測施設一覧	5
第2章 4節-2 河川監視カメラ・危機管理水位計設置箇所	5
第2章 4節-3 気象観測装置 POTEKA 設置箇所	5
第2章 5節-1 無線等整備の状況	6
第2章 7節-1 救急・消防体制	8
第2章 11節-1 防災施設等の現況	9
第2章 12節-1 建造物の現況	10
第2章 12節-2 防火対象物数	10
第2章 16節-1 県管理河川の改修状況	11
第2章 19節-1 土砂災害危険箇所の現況	12
第2章 19節-2 土石流危険渓流	13
第2章 19節-3 急傾斜地崩壊危険箇所	14
第2章 19節-4 山地災害危険地区	15
第2章 21節-1 林野火災予防資機材の配置状況	16
第2章 23節-1 海上災害予防資機材の配置状況	17
第2章 27節-1 部署別災害時優先業務（優先通常業務）及び再開時期	18

3 本編 災害事前対応計画に関する資料

第3章 2節-1 防災気象情報	26
第3章 2節-2 気象予報・警報等の伝達系統図	35
第3章 2節-3 地震及び津波に関する情報伝達系統図	36
第3章 2節-4 津波警報等伝達系統図	37
第3章 2節-5 土砂災害警戒情報伝達系統図	38
第3章 2節-6 田野畑村における警報・注意報発表基準一覧表	39
第3章 2節-7 気象予報・警報等伝達計画 別表1	40
第3章 4節-1 避難勧告等に使用する信号の種類	41
第3章 4節-2 指定避難所等一覧	42

4 本編 災害応急対策計画に関する資料

第4章 1節-1 非常・緊急通話の内容及び利用できる機関	45
第4章 1節-2 衛星携帯電話	46

第4章 2節-1	収集、伝達する災害情報（実施責任者・報告様式）	47
第4章 2節-2	被害状況判定の基準	48
第4章 2節-3	県への報告区分別系統図	50
第4章 3節-1	防災行政無線放送マニュアル文	58
第4章 4節-1	災害時緊急指定路線	65
第4章 4節-2	臨時防災ヘリポートの規格等	66
第4章 4節-3	臨時防災ヘリポートの位置図等	67
第4章 11節-1	災害救助法救助の種類、程度、期間等	68
第4章 14節-1	医療・保健活動の情報連絡系統図	74
第4章 16節-1	村指定給水装置工事事業者一覧表	75
第4章 18節-1	応急仮設住宅入居者選定調査書	76
第4章 18節-2	村営建設工事事業者名簿	77
第4章 19節-1	感染症予防薬剤調達先一覧表	78
第4章 20節-1	ごみ収集・し尿処理業者及び機材保有状況	79
第4章 20節-2	臨時ゴミ及び障害物の集積所	79

5 本編 災害復旧・復興計画に関する資料

第5章 2節-1	災害弔慰金等の支給	80
第5章 2節-2	災害復興住宅資金	81
第5章 2節-3	生活福祉資金	82
第5章 2節-4	災害援護資金	83

6 災害対策本部等に関する資料

1	田野畑村防災会議条例	84
2	田野畑村災害対策本部条例	85
3	田野畑村災害警戒本部設置要領	85
4	災害関連協定締結一覧	87

7 災害報告様式に関する資料

1	災害報告様式（1～25）	88
2	災害報告様式（A～J）	118

別冊 災害対応マニュアル資料

- 職員災害対応マニュアル
- 避難所運営マニュアル
- 避難警戒マニュアル

第1章8節-1 過去のおもな災害記録

過去のおもな災害記録

(単位:千・万円)

災害の種類	発生年月日	主なる被害
津波	明治 29. 6. 15	死者 303 名、負傷者 15 名、流出家屋 47 戸、本潰 42 戸
津波	昭和 8. 3. 3	死者 54 名、行方不明者 38 名、負傷者 9 名、 流出家屋 128 戸、漁船流出 363 隻、家畜 43 頭
フェーン災害	昭和 36. 5. 29	死者 1 名、負傷者 2 名、山林 4,500ha 30,100 万円、 農地農作物 400ha 6,000 万円、大家畜 4 頭 小家畜 36 頭 75 万円、 住家 49 戸 非住家 46 戸 6,336 万円、農機具 300 万円、 教育施設 64 万円、その他 567 万円
豪雪災害	昭和 39. 12. 9~2. 12	林業関係 1,800 万円、建物関係 2,294 万円、その他 14 万円
豪雨災害	昭和 41. 10. 13	道路関係 1,152 万円、農産関係 226 万円、水産関係 62 万円、 その他 114 万円、床下浸水 59 世帯
津波	昭和 43. 5. 16	漁船流出 3 隻、漁船大破 2 隻、養殖施設流出 547 台 6,420 万円、 漁港施設 2,011 万円、その他 148 万円
津波	昭和 46. 1. 16	水産関係 74,037 千円、漁港施設 1,100 千円、土木関係 30,000 千円
高潮、大雪災等	昭和 47. 1. 12	水産関係 85,020 千円、漁港施設 1,100 千円、林業関係 10,390 千円
高潮、大雪災等	昭和 49. 1.	水産関係 50,793 千円、漁港施設 1,900 千円、林業関係 1,541 千円
高潮、大雪災等	昭和 49. 9. 22	道路関係 1,388 万円、農産物関係 3,066 万円 (219ha)、 水産関係 1,638 万円、その他 60 万円、 床下浸水 住宅 29 戸、非住家 33 戸
高波災害	昭和 50. 2. 21	水産関係 94,462 千円、漁港施設 6,600 千円
大雨災害	昭和 50. 3. 21	水産関係 62,183 千円、農地農業用 22,500 千円、土木関係 108,379 千円
高波災害	昭和 50. 11. 12	水産関係 47,205 千円、漁港施設 51,880 千円
大雨災害	昭和 54. 3. 24	水産関係 46,445 千円、土木関係 76,954 千円
大雨災害	昭和 55. 8.	土木関係 124,956 千円、林業関係 7,000 千円、農地農業用施設 6,000 千円
暴風雨雪災害	昭和 55. 12. 23	水産関係 318,930 千円、漁港施設災害 37,821 千円、林業関係 222,270 千円
台風災害	昭和 56. 8. 23	農作物関係 127,529 千円、林産物関係 75,000 千円、水産物関係 4,200 千円、 道路関係 3,000 千円、河川関係 1,000 千円、農業施設関係 3,188 千円、 住宅全壊住宅 1 戸 6,350 千円、一部破損 2 戸 150 千円、 倉庫 28 戸 2,240 千円
豪雨災害	昭和 56. 9. 27	道路関係 185,000 千円、河川関係 105,600 千円、観光施設 6,000 千円、 農地農業用施設 33,700 千円、農業施設 12,000 千円、林業関係施設 54,850 千円、衛生施設 500 千円、 床上浸水住宅 4 戸、床下浸水住宅 13 戸、非住家 18 戸

災害の種類	発生年月日	主なる被害
大雨災害	昭和 57. 5. 21	農業用施設 23,000 千円、林道関係 17,000 千円 河川関係 3,000 千円、床下浸水 4 戸、非住家破損浸水 2 戸
大雨災害	平成 2. 11. 4～ 5	村道関係 153,000 千円、農林道関係 9,300 千円 農地関係 1,000 千円、船舶関係 500 千円 床下浸水 3 戸、生活道関係 6,360 千円
台風災害	平成 18. 9. 5～ 6	漁港施設 170,000 千円、漁港環境施設 18,000 千円 水産施設等 39,200 千円
低気圧災害	平成 18. 10. 6～ 8	漁港施設等 181,400 千円、漁港環境施設 2,700 千円 水産施設等 247,500 千円、道路施設等 13,300 千円
大雨災害	平成 18. 12. 27	村道関係 175,150 千円、林道関係 7,500 千円 河川関係 83,000 千円、農道関係 1,500 千円 県道・県管理河川 122,910 千円、水田等 7,500 千円 床上浸水 1 戸、倉庫倒壊 1 戸
津波 東日本大震災	平成 23. 3. 11	死者 26 名（うち災害関連死 3 名）、行方不明者 15 名、負傷者 6 名 住家被害 281 戸（全壊 225 戸、大規模半壊 22 戸、半壊 23 戸） 公共土木関係被害額 427,786 千円、林業関係 32,427 千円 水産関係 4,712,178 千円、漁港関係 5,057,800 千円 家畜関係 3,240 千円、商工関係施設 1,156,300 千円 観光関係施設 1,355,500 千円、消防関係施設 152,003 千円 漁業集落排水施設 568,000 千円、水道施設 120,000 千円 社会福祉施設・社会教育施設 236,809 千円他 村等管理施設被害額合計 19,104,088 千円（平成 25. 2. 1 時点）
台風災害	平成 28. 8. 30～ 31 台風第 10 号	村道関係 639,800 千円、河川関係 180,000 千円 床下浸水 12 戸、生活橋流出他 9 箇所
台風災害	令和 1. 10. 12～ 13 台風第 19 号	死者 1 名 公共土木関係 2,861,100 千円、農林業関係 338,030 千円 商工観光関係 83,310 千円、水産、社会教育他 83,727 千円 村等管理施設被害額合計 3,366,167 千円（令和 2. 1. 10 時点） 半壊 1 戸、準半壊 1 戸、床上浸水 8 戸、床下浸水 10 戸

津波、波高値

(単位：m)

年月日	地域			
	島 越	羅 賀	平 井 賀	明 戸
明治 29 年 6 月 15 日	19.6	22.9	15.8	12.2
昭和 8 年 3 月 3 日	9.7	13.0	8.2	16.9
平成 23 年 3 月 11 日 ※津波浸水高（遡上高）	24.4 (27.6)	25.5 (27.8)	16.3 (20.3)	12.6 (23.0)

※津波の高さは「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループの成果」による津波浸水高（遡上高）

2 本編 災害予防計画に関する資料

第2章2節-1 自主防災組織の現況（平成31年4月1日現在）

組 織 名	代表者氏名	隊（会）員数	組織されている 地区世帯数	結成年月日
田野畑村女性消防協力隊	隊長 中村悦子	24人	1047世帯	平成8年10月1日
島越自主防災協議会	会長 鈴木隆昭	142人	142世帯	平成8年4月1日
羅賀自主防災会	会長 畠山拓雄	138人	138世帯	平成29年4月1日
沼袋自主防災会	会長 中村勝明	232人	232世帯	平成29年10月13日
北山婦人防火クラブ	会長 平坂充江	35人	55世帯	昭和58年12月1日
机婦人防火クラブ	会長 下机ミヨ子	41人	56世帯	昭和58年12月20日
切牛婦人防火クラブ	会長 佐藤糸子	31人	46世帯	昭和58年12月1日
大芦婦人防火クラブ	会長 牧原喜江子	16人	46世帯	昭和58年12月25日
猿山婦人防火クラブ	会長 熊谷マサ子	26人	41世帯	昭和58年12月15日
真木沢婦人防火クラブ	会長 八重樫由美子	23人	48世帯	昭和58年12月15日

第2章4節-1 地震・津波観測施設一覧（田野畑村）

（令和3年3月現在）

事象区分	計測器区分	所在地	設置者
地震	多機能型地震計	田野畑村田野畑 414(長嶺)	気象庁
	計測震度計	田野畑村田野畑 143-1(役場)	岩手県
津波	津波監視カメラ、超音波式潮位計	田野畑村羅賀 504(羅賀漁港)	田野畑村
	津波監視カメラ	田野畑村島越 72-2	田野畑村
	岩手宮古沖 GPS 波浪計	宮古沖	東北地方整備局
	岩手久慈沖 GPS 波浪計	久慈沖	東北地方整備局
	岩手釜石沖 GPS 波浪計	釜石沖	東北地方整備局
	釜石沖津波観測システム	東京大学地震研究所	東京大学地震研究所
	ブイ式海底津波計	岩手沖 320 km	気象庁
岩手沖 350 km			
岩手沖 380 km			

第2章4節-2 河川監視カメラ・危機管理水位計設置箇所

（令和3年3月現在）

河川名	設置機器名	所在地	設置者・リンク先
松前川	松前沢河川監視カメラ	田野畑村松前沢 9-2 付近	岩手県 ※1
	松前沢河川水位観測所		
普代川	甲地橋河川監視カメラ	田野畑村子木地 192-4 付近	岩手県 ※2
	箱石橋危機管理水位計	田野畑村子木屋敷 69-3 付近	
川平川	川平橋危機管理水位計	田野畑村川平 95-1 付近	岩手県 ※2
明戸川	明戸上の橋危機管理水位計	田野畑村明戸 915 付近	岩手県 ※2
平井賀川	沢カマド橋危機管理水位計	田野畑村和野 37-1 付近	岩手県 ※2
松前川	たたら橋危機管理水位計	田野畑村室場 24-8 付近	岩手県 ※2

第2章4節-3 気象観測装置 POTEKA 設置箇所

地区名	設置番号・所在地	観測できる気象情報	設置者・リンク先
明戸	防災無線子局 21	気温、湿度、気圧、風速、雨量等	田野畑村 ※1
	田野畑村明戸 692-1		
島越	防災無線子局 29		
	田野畑村松前沢 31-6		
田野畑	防災無線子局 43		
	田野畑村田野畑 143-6		
沼袋	防災無線子局 6		
	田野畑村尾肝要 121		

第2章5節-1 無線等整備状況

防災行政無線設置状況

(令和3年3月1日現在)

同 報 系				移 動 系		
親局	屋外受信拡声子局	遠隔制御局	中継局	基地局	携帯局	車載局
1	57	3 (役場・分署・漁協)	1	1	13	12

消防無線呼出名称

(平成31年4月1日現在)

所 在	呼出名称	区 分	備 考
田野畑分署	宮消田野畑	基地局	
〃	田野畑固定 1	卓上型固定移動局	
〃	田野畑受令 1	受令端末	
〃	田野畑タンク 1	水槽付ポンプ車	
〃	田野畑救急 1	救急車	
〃	田野畑指導 1	指導車	
〃	田野畑携帯 1	携帯局	
〃	田野畑携帯 2	〃	
〃	田野畑携帯 3	〃	
〃	田野畑携帯 4	〃	
〃	田野畑携帯 5	〃	
〃	田野畑携帯 1 1	〃	村所有
〃	田野畑携帯 1 2	〃	〃
〃	田野畑携帯 1 3	〃	〃
役場 総務課	田野畑固定 2	卓上型固定移動局	
消防団 団本部	田野畑消防 1 0	本団指揮車	
第1分団1部 (羅賀)	田野畑消防 1 1	ポンプ車	
〃	田野畑消防 1 2	積載車	
第1分団2部 (北山)	田野畑消防 1 3	〃	
〃 (机)	田野畑消防 1 4	ポンプ車	
第2分団1部 (島越)	田野畑消防 2 1	〃	
〃 (松前沢)	田野畑消防 2 2	積載車	
第2分団2部 (大芦)	田野畑消防 2 3	ポンプ車	
〃 (切牛)	田野畑消防 2 4	積載車	
〃 (猿山)	田野畑消防 2 5	〃	
第3分団 (沼袋)	田野畑消防 3 1	ポンプ車	
〃 (甲地)	田野畑消防 3 2	積載車	
〃 (田代)	田野畑消防 3 3	〃	
〃 (巢合)	田野畑消防 3 4	〃	
第4分団 (田野畑)	田野畑消防 4 1	ポンプ車	
〃	田野畑消防 4 2	積載車	

消防団無線呼出名称

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

呼出名称	地区(分団)	呼出名称	地区(分団)
田野畑消防 1 0	本団指揮車	田野畑消防 3 1	沼袋(3)
田野畑消防 1 1	羅賀(1-1)	田野畑消防 3 2	甲地(3)
田野畑消防 1 2	羅賀(1-1)	田野畑消防 3 3	田代(3)
田野畑消防 1 3	北山(1-2)	田野畑消防 3 4	巢合(3)
田野畑消防 1 4	机(1-2)	田野畑消防 4 1	田野畑(4)
田野畑消防 2 1	島越(2-1)	田野畑消防 4 2	〃
田野畑消防 2 2	松前沢(2-1)	田野畑携帯 1 1	田野畑分署保管
田野畑消防 2 3	大芦(2-2)	田野畑携帯 1 2	〃
田野畑消防 2 4	切牛(2-2)	田野畑携帯 1 3	〃
田野畑消防 2 5	猿山(2-2)		

消防団用トランシーバー

保管場所	台数	型式及び名称	通信可能距離
分署 (本部用)	14	アイコム IC4088 IC4100 IC4810	0.2~2 km
	4	アルインコ DJ-PA20	
分団	59	アイコム IC4008W IC4088 IC4810	0.2~2 km
	24	バーテックススタンダード LMR FTH-108	
	40	モトローラ・ソリューションズ CL70A	

第2章7節-1 救急・消防体制

救急体制（救急車）

（平成31年4月1日現在）

配 置 先	車 両
宮古地区広域行政組合宮古消防署田野畑分署	1 台

消防体制

（平成31年4月1日現在）

配備先	職員又は団員	指令車等	自動車ポンプ	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	防火水槽	無線
村（役場）							1
田野畑分署	15	1	1		1		11
消防団本部	21	1					1
第1分団1部	26		1	1		9	2
第1分団2部	22		1	1		16	2
第2分団1部	29		1	1		6	2
第2分団2部	29		1	2		18	3
第3分団	34		1	3		11	4
第4分団	30		1	1		22	2
計	206	2	7	9	1	82	31

第2章 1.1節-1 防災施設等の現況

(令和3年3月現在)

名称	住所	建築年次	電話番号	備考
北山機械器具置場	北山66	S62	—	第1分団2部
机 地区消防防災センター	机78-4	H10	33-2769	第1分団2部
羅賀地区消防防災センター	羅賀192-114	H26	33-3655	第1分団1部
島越地区消防防災センター	島越127	H8	33-2318	第2分団1部
松前沢機械器具置場	松前沢25-2	R1	—	第2分団1部
浜岩泉地区消防防災センター	大芦42-1	H12	32-2004	第2分団2部
切牛地区多目的集会施設	切牛37-9	H10	—	第2分団2部
猿山機械器具置場	猿山46-1	R2	—	第2分団2部
沼袋地区コミュニティ防災センター	尾肝要121	S63	33-2330	第3分団
甲地地区多目的集会施設	子木地126-6	H17	—	第3分団
巢合機械器具置場	滝の沢48	S62	—	第3分団
田代機械器具置場	田代85	R3	—	第3分団
田野畑地区消防防災センター	菅窪205-4	H14	33-2108	第4分団
田野畑村中央防災センター	菅窪43-4	H26	34-2100	宮古消防署田野畑分署

第2章 1 2 節-1 建造物の現況

建造物の現況

(平成31年度固定資産概要調査)

区 分		棟 数	%	概 要
木造	住 家	1,406	47.46	
	非 住 家	1,237	41.76	
木造以外	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	0.03	
	鉄筋コンクリート造	6	0.20	
	レンガブロック造	133	4.49	
	鉄骨造	34	1.14	
	軽量鉄骨造	144	4.86	
	その他	1	0.03	
合 計		2,962	100	

第2章 1 2 節-2 防火対象物数

防火対象物数(消防法第8条)

(平成31年4月1日現在)

業 種 別			棟数
(一)	ロ	公会堂又は集会所	15
(三)	ロ	飲食店	3
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	3
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	6
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	7
(六)	イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	1
	ロ(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等	3
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設等	2
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター等	2
(七)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等	2
(八)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	1
(十)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2
(十一)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1
(十二)	イ	工場又は作業場	29
(十三)	イ	自動車車庫又は駐車場	3
(十四)		倉庫	15
(十五)		前各項に該当しない事業所	93
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	4
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	4

第2章 16節-1 県管理河川の改修状況

県管理河川の改修状況

(平成25年7月1日現在)

河川名	指定延長 (A)	改良済延長 (B)	未改良延長	改良率 (B/A)
松前川	9,700m	1,500m	8,200m	15.5%
平井賀川	1,800m	800m	1,000m	44.4%
明戸川	3,000m	3,000m	0m	100.0%
普代川	7,500m	0m	7,500m	0.0%
川平川	2,400m	0m	2,400m	0.0%

防潮堤 水門・陸閘整備状況

施設 水門名称	遠隔操作 ※1		手動操作	管理主体
	水門	陸閘	ひ門	
平井賀水門	1	2	2 ※2	田野畑村
松前沢水門	1	2	1	岩手県沿岸広域振興センター 一水産部
嶋之沢水門	1	1	0	岩手県岩泉土木センター河 川港湾課

※1 水門・陸閘の操作は遠隔操作で行い、津波注意報・警報等が発表されたとき及び村内で震度4以上の地震を観測したときには、遠隔操作により閉鎖します。

※2 通常時は閉鎖しています。

第2章 19節-1 土砂災害危険箇所の現況

(平成31年4月1日現在)

危険地区分		箇所数	保全対象人家	防止施設			
				既成	工事中	未着手	無
土石流危険溪流	危険溪流Ⅰ	27	262	9		18	—
	危険溪流Ⅱ	52	95	2		50	—
	準ずる溪流	44	—			44	—
	計	123	357	11		112	—
急傾斜地 崩壊危険箇所	自然斜面Ⅰ	19	161	5		19	—
	自然斜面Ⅱ	19	34			19	—
	計	38	195	5		38	—
地すべり危険箇所	地すべり	1	41			1	—
山地災害危険地区 (平成31年4月1日)	山腹崩壊	11	60	5	2	1	3
	崩壊土砂	70	890	17	12	0	41
	計	81	950	22	14	1	44

第2章 19節-2 土石流危険渓流

土石流危険渓流(I)一覧表 (人家戸数5戸以上及び公共施設)

No.	河川名	渓流名	字	砂防 施設	保 全 対 象	
					人家戸数	公共施設
1	普代川	細沢	蝦夷森	有	6	
2	普代川	甲地の沢	蝦夷森		8	
3	普代川	甲地の沢2	蝦夷森		8	
4	普代川	沼袋の沢	奥地	有	7	旧沼袋保育所
5	普代川	沼袋の沢2	奥地	有	6	旧沼袋保育所
6	普代川	田代の沢	田代		8	
7	普代川	田代の沢2	田代		15	田代地区公民館
8	普代川	千足の沢	千足	有	7	
9	普代川	千足の沢2	千足		6	
10	田代川	小バタケ沢	田代		7	
11	平井賀川	田野畑の沢	田野畑		2	
12	平井賀川	菅窪の沢	菅窪		20	田野畑郵便局
13	平井賀川	菅窪の沢2	菅窪		14	田野畑郵便局
14	平井賀川	平井賀の沢	田野畑		7	
15	平井賀川	羅賀の沢	羅賀	有	21	平井賀郵便局
16	平井賀川	羅賀の沢2	羅賀		23	
17	明戸川	明戸の沢	明戸		1	明戸地区公民館
18	明戸川	明戸の沢2	明戸		7	
19	平井賀川	川平の沢	川平	有	7	
20	松前川	島越の沢	松前沢	有	16	
21	松前川	島越の沢2	島越	有	10	
22	松前川	島越の沢3	島越		15	
23	松前川	島越の沢4	島越	有	12	
24	松前川	大芦の沢	浜岩泉		14	浜岩泉地区公民館
25	三田市川	目名の沢	目名		5	
26	三田市川	目名の沢2	目名		5	
27	松前川	松前沢の沢	松前沢		5	

第2章 19節-3 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所(I)一覧表 (人家戸数5戸以上及び公共施設)

No.	箇所名	人家戸数	公共建物等	道路等	施行状況	土砂災害 警戒区域等
1	平井賀	1	羅賀地区消防防災センター、 田野畑村漁協	村道	未着手	
2	平井賀	14	宿泊所(本家旅館)	村道	未着手	
3	弁天崎	2		県道	未着手	○
4	弁天崎	1	その他(キッチンたのはた起 業家支援センター)		未着手	
5	明戸	3	宿泊所(ひらいが海荘)	県道	未着手	○
6	羅賀	17		県道	未着手	
7	羅賀	1	宿泊所(ホテル羅賀荘)		未着手	
8	平井賀	14		村道	未着手	
9	嶋越	1			未着手	
10	嶋越	12		県道	済	
11	嶋越	18			未着手	
12	嶋越	12		県道	未着手	
13	嶋越	8		県道	済	
14	嶋越	6			済	
15	嶋越	13		村道	未着手	
16	嶋越	23	島越地区消防防災センター	村道	未着手	
17	嶋越	6			済	
18	嶋越	8			済	
19	鶉の巣	1			未着手	
20	菅窪	4		村道	未着手	

第2章 19節-4 山地災害危険地区

山地災害危険地区数（民有林）

（平成31年4月1日現在）

危険地区分	箇所数	保全対象人家	治山事業 進捗状況	危険度		
				A	B	C
山腹崩壊危険地区	11	60	概成 4 一部 2 未成 1 無 2	2	6	3
崩壊土砂流出危険地区	70	890	概成 11 一部 10 未成 11 無 37	7	26	37
地すべり危険地区	—	—	—	—	—	—
計	81	950		9	32	40

資料：岩手県沿岸広域振興局宮古農林振興センター

第2章 2.1節-1 林野火災予防資機材の配置状況

林野火災予防資機材の配置状況

(平成31年4月1日現在)

区分	配置機(器)												
	ポンプ類					水槽類		チェンソー類			自動音声警報装置	その他	
	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	可搬式ポンプ	山林スプレーヤー	背負式手動ポンプ	組立水槽	布バケツ	チェンソー	刈払機	スコップ			唐桑
田野畑村			5		23								
消防田野畑分署	1	1		2 ※1	74 ※1	1		1	1	23			
田野畑村消防団	6	9		5 ※2	60 ※2	6 ※2		8		93	11		
田野畑村森林組合					6 ※2								
三陸北部森林管理署 田野畑森林事務所										4	5		

※1 県が宮古広域行政組合消防本部に管理委託し、配置されたもの。

※2 県が田野畑村に管理委託し、田野畑村消防団及び田野畑村森林組合へ配置されたもの。

第2章 2.3節-1 海上災害予防資機材の配置状況

海上災害予防資機材の配置状況

(平成31年4月1日現在)

区分	配置機(器)												
	流出した油の拡散防止			流出した油の回収及び処理						流出した油の火災予防			
	オイルフェンス	応急資材	作業船等	油回収船	回収装置	処理装置	油処理剤	油吸着剤	バージ船	化学消防艇	化学消防車	化学消火剤	消火器具等
田野畑村	※1						※1	※1					
消防田野畑分署													
田野畑村消防団													
田野畑村漁業協同組合	20m×8本 ※2						18 ^{リットル} ×4缶 ※2	100枚×6箱 ※2					

※1 田野畑村保管資機材は、村が所有し羅賀地区防災備蓄倉庫に保管しているもの。

※2 田野畑村漁業協同組合保管資機材は、漁協が所有し保管しているもの。

第2章 2.7節-1 部署別災害時優先業務（優先通常業務）及び再開時期

(1/8)

部署	時期	業務名称
総務課	3時間以内	課の事務の総括及び課員の服務に関すること
		議会対応及び他課との連絡調整に関すること
		課長会議、庁議、庁内連絡会議に関すること
		報道機関との連絡に関すること
		公印に関すること
		班の総括に関すること
		班の予算の取りまとめに関すること
		自衛隊に関すること
		防災計画及び防災会議並びに災害救助に関すること
		防災危機管理に関すること
		避難情報発令に係る情報収集に関すること
		災害時避難行動要支援者避難計画に関すること
		福祉避難所に関すること
		防災行政無線の放送及び行政情報の伝達に関すること
		防災行政無線の維持管理、整備に関すること
		Jアラート受信機に関すること
		緊急速報メール配信システム運用に関すること
		津波避難カメラシステム管理運用に関すること
		津波情報表示システム管理運用に関すること
		消防団、消防委員会に関すること
		女性消防協力隊、防火クラブに関すること
		宮古地区広域行政組合の消防事務に関すること
		田野畑村中央防災センター周辺の施設管理に関すること
		鳥越、羅賀、机、浜岩泉地区消防防災センター及び沼袋地区コミュニティ消防センターに関すること
		秘書用務に関すること
		職員の安全管理及び衛生管理に関すること
		給与、勤務時間、その他勤務条件に関すること
		接客に関すること
		電話交換に関すること
		LGWANメール等(の転送等)に関すること
		庁舎の管理に関すること
		職員の受援体制の構築及び受入に関する調整
		公用車両の管理、配車及び安全運行に関すること
		公用車両の点検及び整備に関すること
		小切手の振出しに関すること。
		口座振替に関すること。
		自動車臨時運行許可に関すること。
		現金の収納及び保管に関すること。
		支出負担行為の確認に関すること。

部署	時期	業務名称
総務課		
3時間以内		
収入命令及び支出命令の審査に関すること。		
会計管理に関する予算の執行及びこれに付帯する事務に関すること。		
災害義援金に関すること。		
その他会計に関すること。		
1日以内		
消防の施設、設備等に関すること		
村議会に関すること		
条例及び規則等の審査、公布又は公表に関すること		
町村会(公有～職員各種共済保険除く)に関すること		
文書の受領、配布及び発送に関すること		
北山地区総合センター及び切牛望洋館に関すること		
町村会(公有～職員各種共済保険限る)に関すること		
予算編成に関すること		
3日以内		
交通安全対策に関すること		
岩手県市町村交通災害共済組合に関すること		
防災・防犯の施設整備に関すること		
村防犯協会に関すること		
公務災害補償に関すること		
課内の庶務に関すること		
1週間以内		
普通交付税に関すること		
道路橋りょう数値整備に関すること		
寄附採納に関すること		
決算に関すること		
起債に関すること		
一時借入事務に関すること		
特別交付税に関すること		
被災家屋の調査・判定に関すること。(追加)		
政策推進課		
3時間以内		
課の総括及び課員の服務に関すること		
総合バス等総合的な交通対策に関すること		
三陸鉄道に関すること		
観光関連施設の管理及び運営に関すること		
広報紙の発行及び広聴広報に関すること		
商工振興及び商工団体の指導育成に関すること		

部署	時期	業務名称
政策推進課		
3時間以内		
観光・防災Wi-Fi施設の管理に関すること		
携帯電話施設の管理に関すること		
行政情報ネットワークの管理に関すること		
報道機関との連絡調整に関すること		
道の駅運営に関すること		
3日以内		
光ブロードバンド施設の管理に関すること		
陳情、要望活動に関すること		
重要な文書等の記録保存に関すること		
生活環境課		
3時間以内		
課の総括及び他課との連絡調整に関すること		
戸籍法及び住民基本台帳法に基づく届出並びに戸籍の編製及び整備保管等に関すること		
総合窓口に関すること		
住民票編製及び整備保管並びに住民基本台帳ネットワークシステムに関すること		
戸籍の謄抄本、附票の謄抄本及び住民票の写しの交付、諸証明の手数料収納等に関すること		
印鑑登録に関すること		
日本赤十字に関すること		
災害救助法の総括に関すること		
1日以内		
墓地及び埋火葬に関すること		
行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること		
国民健康保険の資格管理及び給付に関すること		
(復興) 各種支援団体の受け入れ等に関すること		
3日以内		
保育所及び児童館、放課後児童クラブに関すること		
消費者行政に関すること		
国民健康保険事業の施行事務及び予算決算、運営に関すること		
(復興) 被災者支援の各種制度に関すること		
1週間以内		
児童手当等の認定及び支給事務に関すること		
各種医療費の給付に関すること		
要保護児童対策地域協議会に関すること		
(復興) 被災者台帳の管理に関すること		
被災者の被害状況調査確認に関すること		
被災者の生活支援策に関すること (追加)		

部署	時期	業務名称
生活環境課		
	1週間以内	福祉基金の運用に関すること
		課内の事務の総括に関すること。
地域整備課		
	1日以内	村道、農道、林道の維持管理及び災害復旧工事に関すること。
		準用河川の維持管理及び災害復旧事業計画と災害復旧工事に関すること。
		簡易水道及び専用水道の維持管理に関すること。
		下水道施設及び集落排水処理施設の維持管理に関すること。
		下水道施設及び集落排水処理施設の災害復旧に関すること。
		漁港施設並びに海岸保全施設の整備計画及び災害復旧事業計画、設計、施工と災害復旧工事に関すること。
		村営住宅の維持管理に関すること。
産業振興課		
	3時間以内	課内の事務の総括に関すること。
		関係公所、機関及び団体との連絡調整に関すること。
		林業関係施設(自然大学校・高齢者加工活動施設)の運営に関すること。
		海難防止、救護及び海上漂流物に関すること。
	1日以内	農業関係施設に関すること。
		林業関係施設に関すること。
		水産関係施設に関すること。
		農地及び農業用施設の災害対応(被害調査、災害査定、補助金事務)に関すること。
		林道に関すること。
		森林等の災害対応(被害調査、災害査定、補助金事務)に関すること。
		水産関係施設(荷捌施設、製氷施設、サケふ化施設、共同利用施設)の運営に関すること。
	3日以内	農林水産物の流通対策に関すること。
	2週間以内	治山事業及び保安林に関すること。
健康福祉課		
	3時間以内	災害対応等危機管理に関すること
	1日以内	感染症法に関すること
		伝染病患者の収容に関すること

部署	時期	業務名称
健康福祉課		
	1日以内	成人の健康管理に関すること 健康増進事業の指導に関すること 母性及び乳幼児の健康に関すること 総合相談及び関係機関等との調整
	2週間以内	保健事業に係る家庭訪問及び健康相談に関すること DVに関すること（相談・技術指導） 自殺防止・ひきこもり対策に関すること
診療所		
	3時間以内	診療所の管理運営に関すること 所内業務の連絡調整に関すること
	1日以内	看護業務の連絡調整に関すること 診療に関すること 薬品の管理、保管、出納に関すること 外来患者の看護及び診療の補助に関すること
	3日以内	訪問診療に関すること
歯科診療所		
	3時間以内	歯科診療所の管理運営に関すること 所内業務の連絡調整に関すること
	1日以内	歯科診療に関すること
	3日以内	訪問歯科診療に関すること
議会事務局		
	1週間以内	文書の收受、発送、保管に関すること。 会議招集に関すること。
	1か月以内	議員の出欠に関すること。 議長会に関すること。 職員の任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。 議員の報酬、費用弁償に関すること。

部署	時期	業務名称
議会事務局		
	1か月以内	議員共済会に関すること。
		会期日程及び議事日程に関すること。
		議会における選挙に関すること。
		議事次第書に関すること。
		検査、監査請求に関すること。
		公聴会に関すること。
		本会議、委員会及び全員協議会の議事録に関すること。
		会議録の作製、保管に関すること。
		議会の傍聴に関すること。
		議会関係条例、規則及び諸規定の制定、改廃に関すること。
		請願、陳情、決議及び意見書等の処理に関すること。
		議案審議に必要な資料の調整に関すること。
		村政に関する調査、研究及び資料の収集に関すること。
		議員の調査研究に関すること。
		政務調査会に関すること。
監査委員会事務局		
	1週間以内	文書の收受、発送、保存に関すること。
		委員報酬及び費用弁償に関すること。
	1か月以内	住民監査請求に関すること。
		監査等の結果報告書及び審査意見書の作成に関すること。
選挙管理委員会事務局		
	3日以内	住民の直接請求及び選挙訴訟に関すること。
		選挙人名簿の調整及び保管に関すること。
		各種選挙の管理執行に関すること。
		最高裁判所裁判官国民審査の事務執行に関すること。
	1週間以内	告示及び公表に関すること。
		文書の收受、発送、保存に関すること。
		委員会会議及び会議録に関すること。
		選挙人名簿の縦覧及び閲覧に関すること。
		投票区及び開票区に関すること。
		検察審査委員候補者の選定等に関すること。
		選挙執行の投票及び開票関係書類の保存に関すること。

(7/8)

部署	時期	業務名称
選挙管理委員会事務局		
	2週間以内	政治資金規正法に関すること。
	1か月以内	職員の任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。
		委員の報酬、費用弁償に関すること。
		規則、規定の制定改廃に関すること。
		選挙資材の整備保管に関すること。
農業委員会事務局		
	1週間以内	文書の收受、発送、保管に関すること。
		委員の報酬、費用弁償に関すること。
		議事次第書に関すること。
		諸証明事務に関すること。
		農地等についての許可証明及び諸証明に関すること。
	1か月以内	職員の任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。
		総会その他会議の推進に関すること。
		告示、公表に関すること。
		委員の出欠に関すること。
		会議録の作製、保管に関すること。
		農地等の権利移譲に関すること。
		農地の転用に関すること。
		農地等の賃貸借及び小作料に関すること。
		未墾地等買収及び売渡しに関すること。
		農地等の買収及び売渡しに関すること。
		農地等の利用関係の紛争に係わる和解の仲介に関すること。
		農地等の登記事務に関すること。
		農地相談に関すること。
		その他農地法に定める農地等に関すること。
		農業制度資金の融資に関すること。
		農地移動適正化幹旋事業に関すること。
		農業経営基盤強化促進事業に関すること。
		農業者年金事業に関すること。
教育委員会事務局		
	3時間以内	村立学校職員並びに児童生徒の安全衛生及び福利厚生に関すること
		社会教育施設の管理運営に関すること

部署	時期	業務名称
教育委員会事務局		
	3時間以内	社会体育施設の管理運営に関すること
	1日以内	学校給食に関すること
	3日以内	県教育委員会及びその他の教育委員会との連絡調整に関すること 児童及び生徒の就学に関すること
	1週間以内	村立学校その他の教育機関の施設の整備及び営繕に関すること 村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること 教育課程及び学習指導、児童生徒の健全育成、その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関する こと 教科用図書に関すること
	1か月以内	公民館、図書館その他社会教育機関の設置及び管理運営に関すること

3 本編 災害事前対応計画に関する資料

第3章 2節-1 防災気象情報（盛岡地方気象台）

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意味を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

	種 類	内 容
気象に関する情報	早期注意報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象区域と同じ内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認できる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示しその周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

	種 類	内 容
地震に関する情報	震度速報	発表基準：震度3以上 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。
	震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上江尾観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
	推計震度分布図	震度5弱以上 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
	長周期地震に関する観測情報	震度3以上 高層ビル内での被害の発生の可能性について、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する。(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページにより掲載)
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

種 類		内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)または「巨大」や「高い」という定性的表現で発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 ○ 雪を伴い、平均風速が陸上で10m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 平均風速が陸上で10m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 表面雨量指数基準 6、土壌雨量指数 67
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 12時間の降雪の深さが 平野部 15cm以上、山沿い 20cm以上と予想される場合
気象注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

種 類	発 表 基 準	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合	
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
低温注意報	夏期	低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
	冬期	低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 最低気温が－6℃以下であって、4℃以上低いとき ○ 最低気温が－6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき
着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線、船体等に被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 大雪注意報の条件下で、気温が－2℃より高いと予想される場合	
着氷注意報	著しい着氷により通信線や送電線、船体等に被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 大雪注意報の条件下、気温が－2℃より高いと予想される場合	
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40 cm以上になると予想される場合 ○ 積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合	
融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するとおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及している場合は、高齢者等の避難が必要な警戒レベル3であに相当。 潮位 0.8m以上 (暫定基準※2)	
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ○ 有義波高が 3.0m以上と予想される場合	

種 類	発 表 基 準
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。</p> <p>流域雨量指数基準 三田市川流域 3.6、普代川流域 6.1、明戸川流域 5.0、平井賀川流域 4.8、松前川流域 8.1、白池川流域 3.3、姫松川流域 4.3、田代川流域 4.3</p>
地面現象注意報※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
浸水注意報 ※1	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

柱) ※1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の表題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次被害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
気象警報	<p>暴風警報</p> <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>○ 平均風速が陸上で 16m/s 以上、海上で 20 m/s 以上と予想される場合</p>
	<p>暴風雪警報</p> <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>○ 雪を伴い、平均風速が陸上で 16m/s 以上、海上で 20 m/s 以上と予想される場合</p>
	<p>大雨警報</p> <p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要な警戒レベル3に相当。</p> <p>（浸水害） 表面雨量指数 11 （土砂災害） 土壌雨量指数基準 100</p>
	<p>大雪警報</p> <p>大雪により重大な災害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 12 時間の降雪の深さが 平野部 30cm 以上、山沿い 50cm 以上と予想される場合</p>
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</p> <p>潮位 1.2m以上</p>
波浪警報	<p>高い浪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>

種 類	発 表 基 準
	○ 有義波高が6.0m以上と予想される場合
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 流域雨量指数基準 三田市川流域 5.2、普代川流域 8.7、明戸川流域 7.1、平井賀川流域 6.9、松前川流域 10.2、白池川流域 4.7、姫松川流域 6.2、田代川流域 6.1
地面現象警報 ※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
浸水警報 ※1	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

注) ※1 地面現象及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の表題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

オ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づける。

カ 津波に関する警報・注意報・予報の種類と内容

(ア) 種類

- a 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- b 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

キ 特別警報の種類と発表基準

種 類	特 別 警 報 の 発 表 基 準
気象特別警報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと機に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 ※

種 類		特 別 警 報 の 発 表 基 準
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5相当。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報		台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4相当。 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
地面現象特別警報	地面現象特別警報※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
地震動特別警報 ※2		震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
津波特別警報 ※3		高いところで3メートルを超える津波が予想される場合

注) ※1 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表するため、この特別警報の表題は用いない。

※2 地震動特別警報は、震度6弱以上の揺れが予想される場合に発表される「緊急地震速報(警報)」に位置づけられているため、この特別警報の表題は用いない。

※3 津波の特別警報は、高いところで3メートルを超える津波が予想される場合に発表される「大津波警報」に位置づけられているため、この特別警報の表題は用いない。

特別警報の発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をします。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等(別途、地震津波対策編掲載)

(ウ) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

ク 警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えたハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の度数度分布	<p>短時間強雨による浸水害の発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の度数度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川）及びその他の河川の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	<p>・「注意」(黄)：避難に備えたハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他の河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準へ到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを10分ごとに更新している。</p>

(消防法に基づくもの)

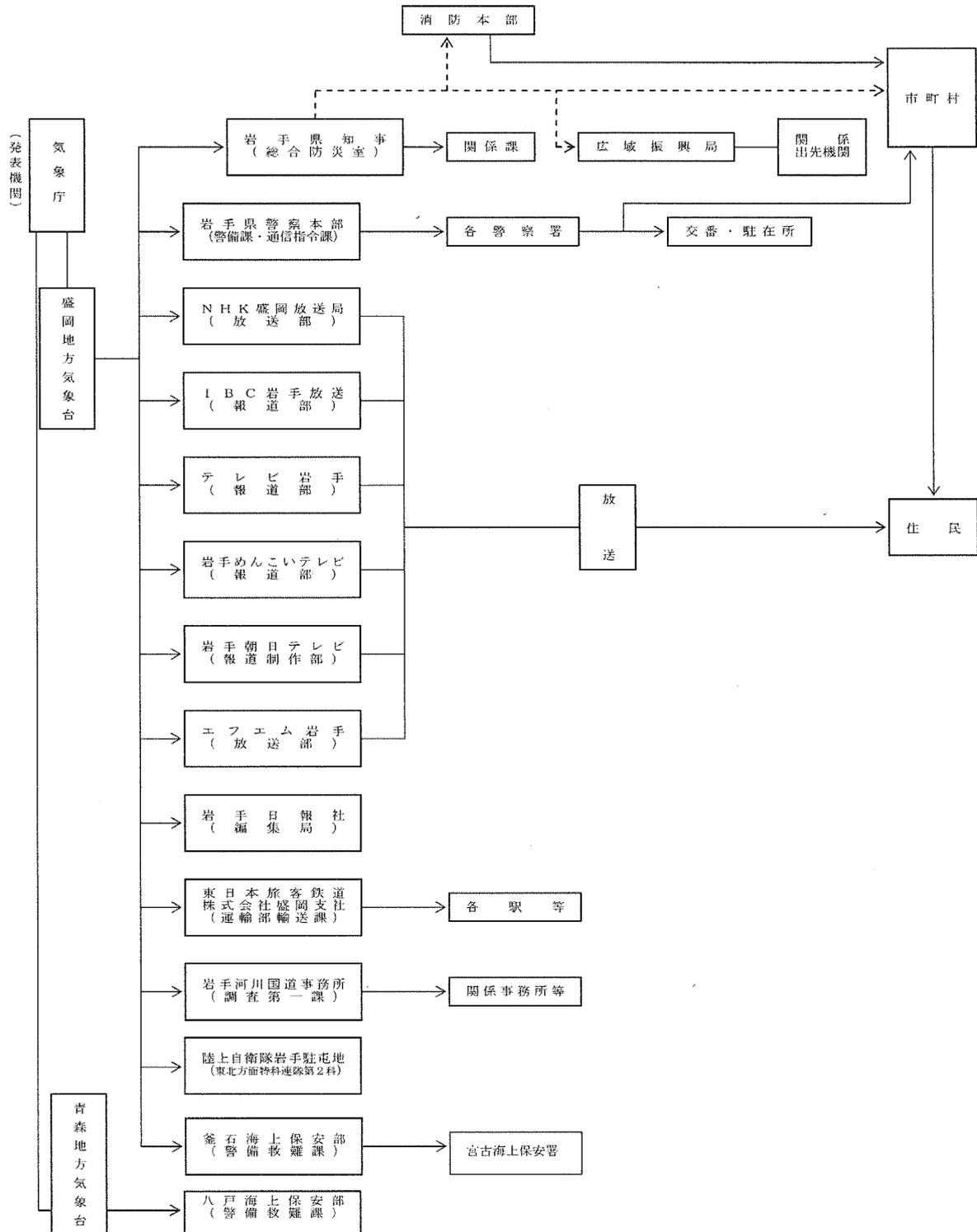
種 類	通 報 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに盛岡気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</p> <p>イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が2時間以上継続すると予想される場合</p> <p>ロ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合</p> <p>ハ 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p>
火災警報	<p>火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合</p>

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

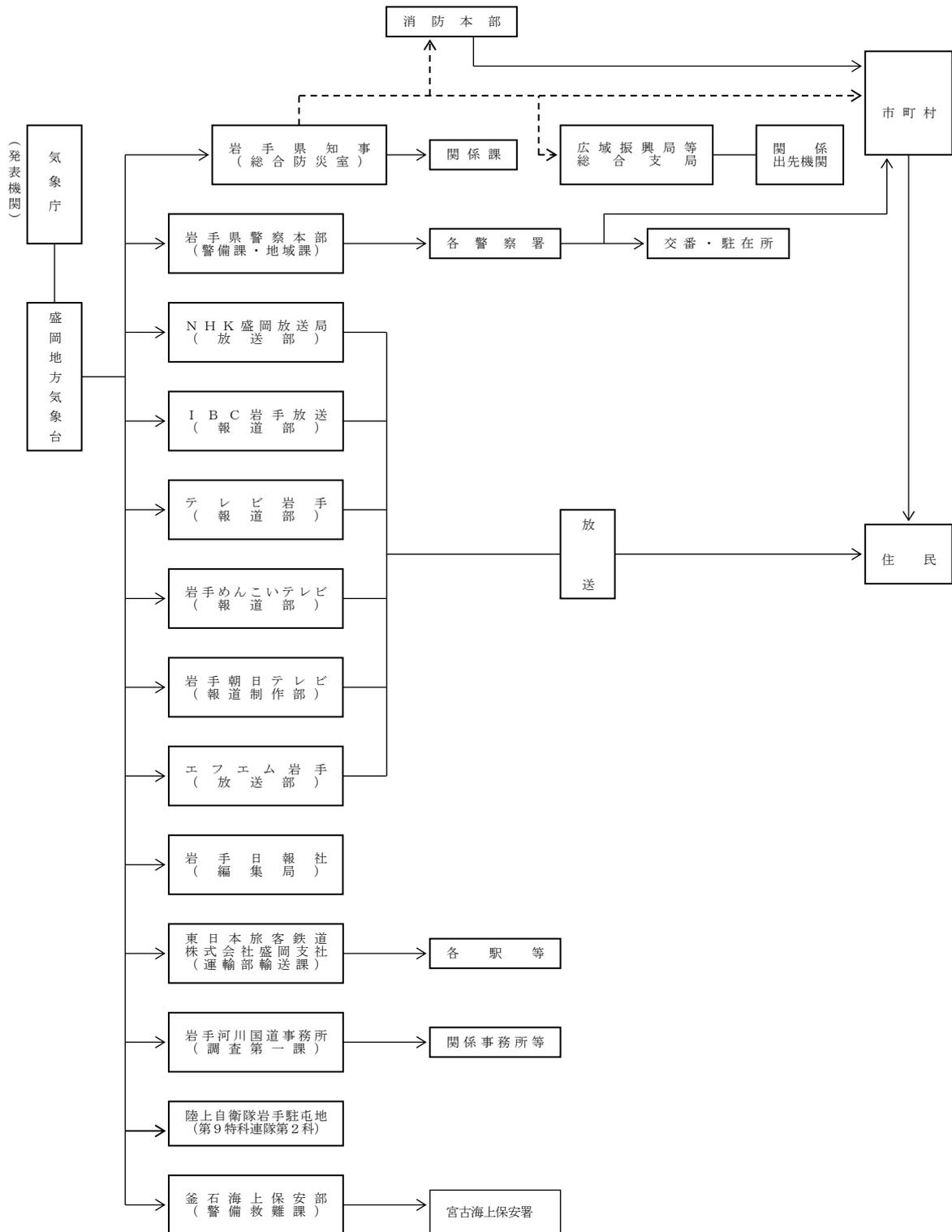
種 類	内 容
水防活動用気象注意報	気象注意報に同じ
水防活動用気象警報	気象警報に同じ
水防活動用高潮注意報	高潮注意報に同じ
水防活動用高潮警報	高潮警報に同じ
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ

第3章2節-2 気象予報・警報等の伝達系統図



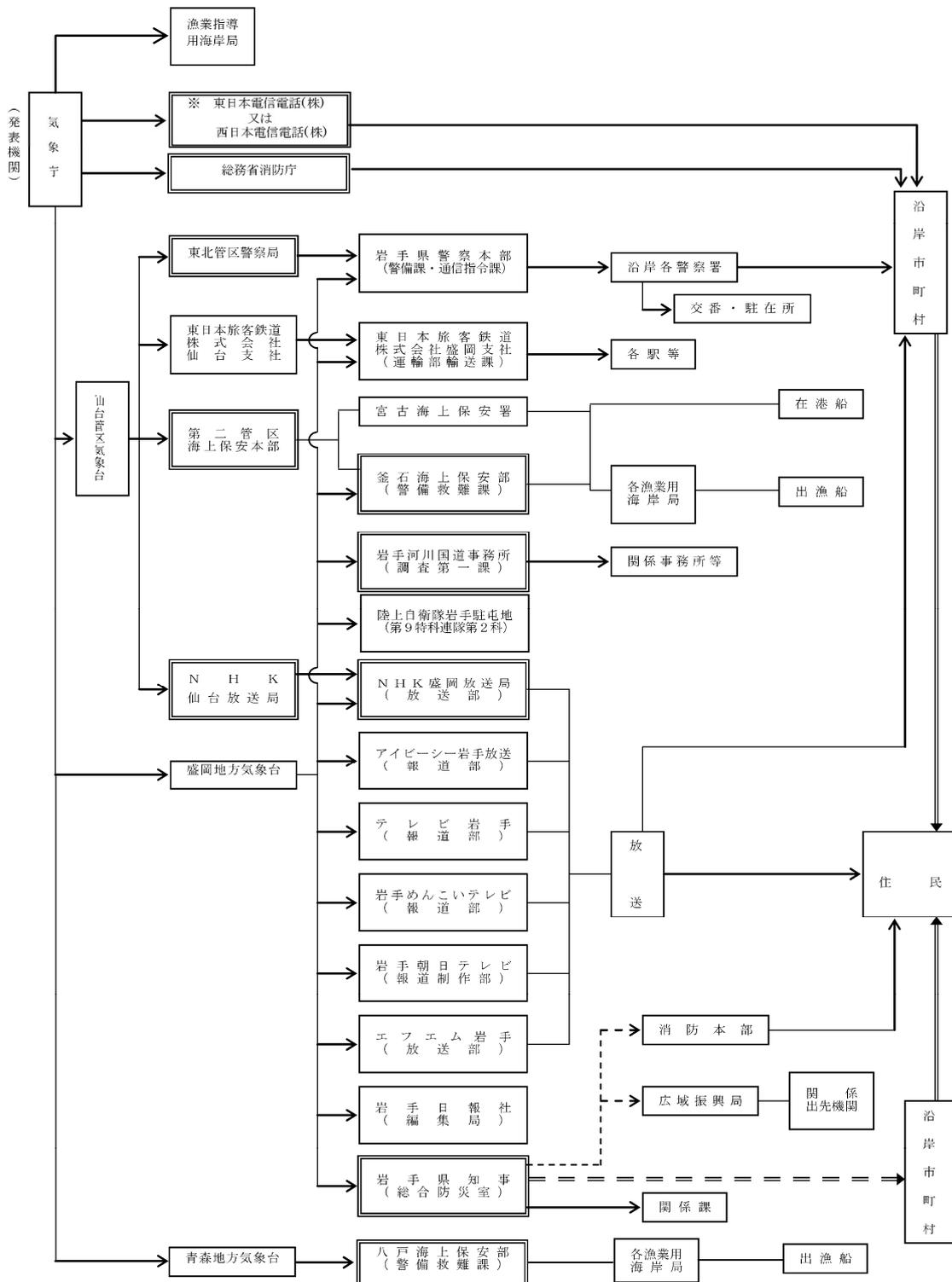
(注) - - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

第3章 2節-3 地震及び津波に関する情報伝達系統図



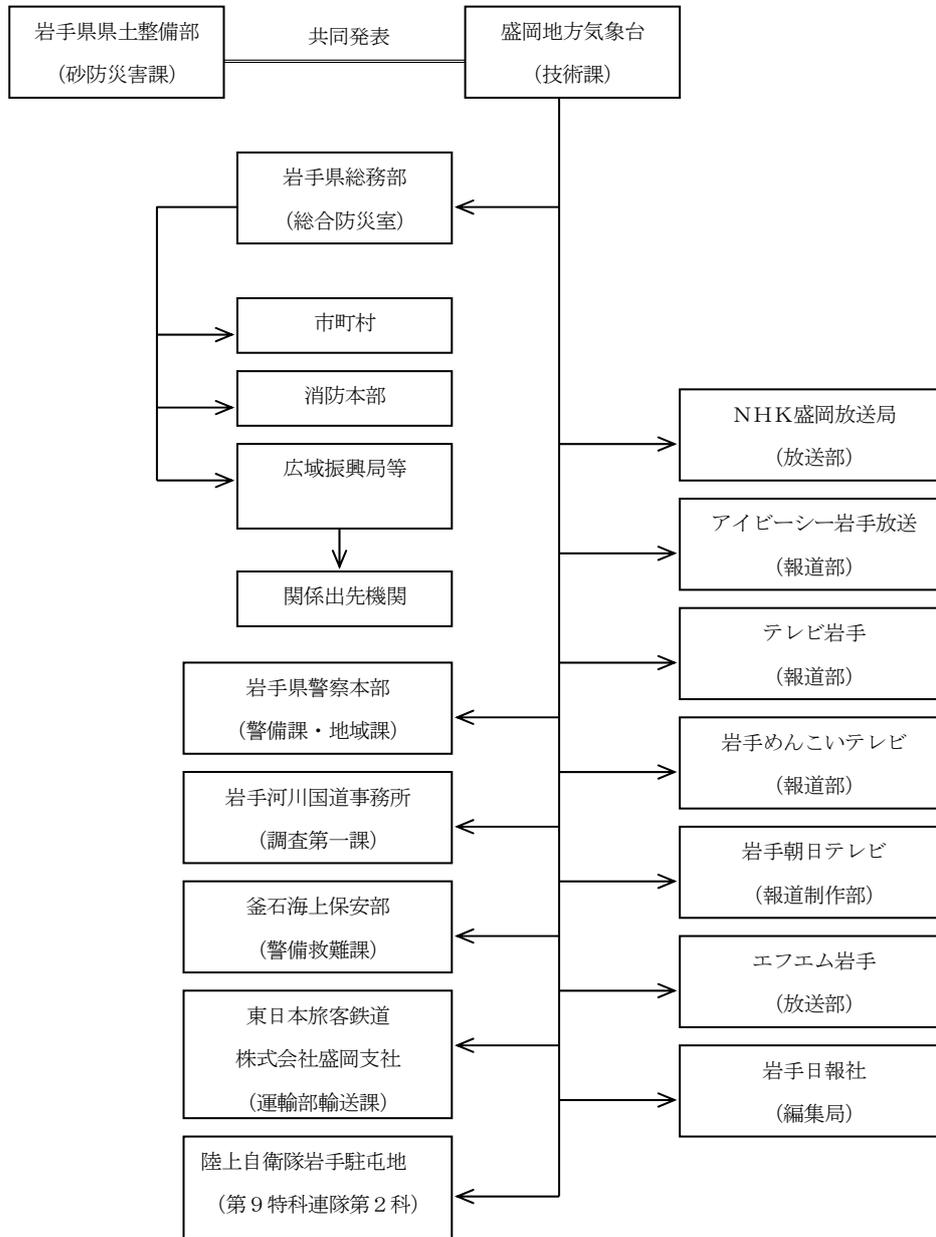
(注) 1 ----- は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

第3章2節-4 津波警報等（注意報・警報）伝達系統図



- (注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ
 2 ----- 線及び === 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 4 二重線の経路（----- 線及び === 線、===== 線）は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3章 2節-5 土砂災害警戒情報伝達系統図



(注) 1 ※は、警報発表及び解除のみ

2 ----- 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

第3章2節-6 田野畑村における警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年5月29日現在
発表官署 盛岡地方気象台

田野畑村	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	三田市川流域=5.2, 普代川流域=8.7, 明戸川流域=7.1, 平井賀川流域=6.9, 松前川流域=10.2, 白池川流域=4.7, 姫松川流域=6.2, 田代川流域=6.1		
		複合基準 ^{*1}	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.2m(暫定基準)			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	67		
	洪水	流域雨量指数基準	三田市川流域=3.6, 普代川流域=6.1, 明戸川流域=5, 平井賀川流域=4.8, 松前川流域=8.1, 白池川流域=3.3, 姫松川流域=4.3, 田代川流域=4.3		
		複合基準 ^{*1}	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.8m(暫定基準)		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上				
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき				
	冬期: ①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準を適用しています。
※2012/05/29 大雨、洪水警報・注意報の雨量基準、及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について、暫定基準を廃止。

第3章 2節-7 気象予報・警報等の伝達計画

別表1 村内所在官公所及び団体の伝達先

伝達責任者	伝 達 先		
	名 称	所在地	電 話
総務課長	田野畑分署	菅窪	34-2100
	田野畑村消防団	〃	34-2100
政策推進課長	田野畑村商工会	西和野	34-2304
	陸中たのはた	羅賀	33-2611
産業振興課長	新岩手農業協同組合田野畑支所	菅窪	34-2011
	田野畑村漁業協同組合	羅賀	33-2311
	田野畑村森林組合	田野畑	33-2811
	甘竹田野畑	室場	34-2101
	サンマッシュユ田野畑	松前沢	37-3570
	田野畑村産業開発公社	尾肝要	34-2080
生活環境課長	たのはた児童館	松前沢	34-2331
	若桐保育園	菅窪	37-3577
教育次長	田野畑中学校	松前沢	34-2301
	田野畑小学校	田野畑	34-2050

第3章4節-1 避難勧告等に使用する信号の種類

災害の種類		種類及び内容					備 考	
		鐘 音		サイレン				
火 災		(連 点) ○-○-○-○-○	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	近火信号をもって避難信号とする
水 災		(連 点) ○-○-○-○-○	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	水防法に基づく避難信号
津波	津波注意	(3点と2点の班灯) ○-○-○ ○-○	10 秒	2 秒	10 秒	2 秒	10 秒	予報警報標識規程に基づく、津波注意、津波、大津波、予防標識をもって避難信号とする。
	津 波	(2 点) ○-○ ○-○	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒	5 秒	
	大津波	(連 点) ○-○-○-○-○	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	

第3章 4節-2 指定避難所等一覧

1 避難場所 災害区分指定

令和3年3月

No.	名称	住所	対象地区	避難収容人員	消防団管轄	災害区分				
						津波高潮	土砂災害	洪水	大規模山火事	その他
1	ひらいが海荘前敷地	田野畑村明戸236-9	明戸	92	第1分団1部	○	×	○	○	○
2	中里宅裏山	田野畑村明戸157-28	明戸	20	第1分団1部	○	○	○	○	○
3	明戸地区公民館前	田野畑村明戸692-1	明戸	100	第1分団1部	○	×	×	○	○
4	大宮神社	田野畑村羅賀110地内	羅賀	57	第1分団1部	○	○	○	○	○
5	大澤礼典宅付近	田野畑村羅賀151地内	羅賀	80	第1分団1部	○	○	○	○	○
6	中嶋昭男宅付近	田野畑村羅賀206-5地内	羅賀	41	第1分団1部	○	○	○	○	○
7	記念林(NTT電話交換所付近)	田野畑村羅賀18-4	羅賀	58	第1分団1部	○	○	○	○	○
8	羅賀地区コミュニティセンター裏山	田野畑村羅賀192-127	平井賀	25	第1分団1部	○	○	○	○	○
9	平井賀高台	田野畑村羅賀13-45	平井賀	25	第1分団1部	○	○	○	○	○
10	上川原高台(さわかまど橋付近)	田野畑村和野37-1	平井賀	25	第1分団1部	○	○	×	○	○
11	海鳴台高台	田野畑村和野地内村道敷	平井賀	166	第1分団1部	○	○	○	○	○
12	村道和平井賀線	田野畑村和野地内村道敷	平井賀	33	第1分団1部	○	×	×	○	○
13	島越駅前高台	松前沢6-1地内	島越	33	第2分団1部	○	×	×	○	○
14	島越地区消防防災センター前	田野畑村島越127	島越	25	第2分団1部	○	○	○	○	○
15	島越地区消防防災センター北側高台	田野畑村島越72-1,72-2	島越	33	第2分団1部	○	○	○	○	○
16	旧島越小学校跡地	田野畑村島越216地内	大須賀	33	第2分団1部	○	○	○	○	○
17	金毘羅神社前	田野畑村島越46-1地内	島ノ沢	66	第2分団1部	○	○	○	○	○
18	立神社前	田野畑村松前沢24-1地内	松前沢	16	第2分団1部	○	○	○	○	○
19	松前沢団地高台	田野畑村松前沢31付近村道敷地	島越	6	第2分団1部	○	○	×	○	○
20	島の沢地区県道脇	田野畑村島越292付近県道敷地	島越	6	第2分団1部	○	○	○	○	○
21	村道北山港線入口	田野畑村北山152-32付近村道敷地	北山	6	第1分団2部	○	○	○	○	○
22	村道机港線(机坂)	田野畑村机144-4付近村道敷地	机	6	第1分団2部	○	○	○	○	○
23	村道真木沢港線	田野畑村真木沢60付近村道敷地	真木沢	6	第2分団2部	○	○	○	○	○
24	白池県道脇(トンネル出口付近)	田野畑村切牛191-47付近県道敷地	島越	16	第2分団1部	○	○	×	○	○
25	村道ハイベ線入口(交差点付近)	田野畑村和野215-3付近県道敷地	和野	33	第1分団1部	○	○	×	○	○
26	机地区消防防災センター前	田野畑村机78-4	机	33	第1分団2部	×	○	○	○	○
27	羅賀地区消防防災センター前	田野畑村羅賀192-114	羅賀	33	第1分団1部	×	○	○	○	○
28	浜岩泉地区消防防災センター前	田野畑村大芦42-1	大芦	33	第2分団2部	×	○	○	○	○
29	田野畑地区消防防災センター前	田野畑村菅窪205-4	菅窪	33	第4分団	×	○	○	○	○
30	沼袋地区コミュニティ消防センター前	田野畑村尾肝要121	沼袋	33	第3分団	×	×	×	○	○
31	田野畑村中央防災センター前	田野畑村菅窪43-5	菅窪	333	第4分団	×	○	○	○	○
32	田野畑観光センター(田野畑駅)前	田野畑村和野38-22	羅賀	166	第1分団1部	×	○	○	○	○
33	田野畑団地公園	田野畑村和野532-22	和野	277	第4分団	×	○	○	○	○
34	黎明台団地公園	田野畑村切牛109-67	黎明台団地	92	第2分団1部	×	○	○	○	○
35	拓洋台団地公園	田野畑村羅賀193-66	拓洋台団地	425	第1分団1部	×	○	○	○	○
36	思惟大橋コミュニティ公園	田野畑村菅窪223-85	菅窪	1616	第4分団	×	○	○	○	○
37	主要観光地中継基地(産直プラザ尾肝要前駐車場)	田野畑村尾肝要39-15	尾肝要	950	第3分団	×	○	○	○	○

※収容人数は、ソーシャルディスタンスをとってこれまでの指定の1/3とする。

2 避難所 災害区分指定

令和3年3月

No.	名称	住所	対象地区	避難収容人員	連絡先	消防団管轄	避難所区分	災害区分				
								津波高潮	土砂災害	洪水	大規模山火事	その他
1	北山地区総合センター	田野畑村北山236-1	北山	15	33-2051	第1分団2部	一次	○	○	○	○	○
2	北山自然大学校	田野畑村北山278-7	北山	15	33-2866	第1分団2部	二次	×	○	○	○	○
3	机地区開発センター(拓心館)	田野畑村机54	机	15	33-2955	第1分団1部	一次	○	○	○	○	○
4	池名地区公民館	田野畑村明戸399-1	池名	4	-	第1分団2部	一次	○	○	○	○	○
5	明戸地区公民館	田野畑村明戸692-1	明戸	8	33-2953	第1分団1部	一次	○	×	×	○	○
6	羅賀地区コミュニティセンター	田野畑村羅賀192-114	羅賀	25	-	第1分団1部	一次	○	×	×	○	○
7	拓洋台団地集会所	田野畑村羅賀193-67	羅賀	14	-	第1分団1部	一次	○	○	○	○	○
8	田野畑地区公民館	田野畑村羅賀194-5	田野畑	8	33-3104	第4分団	一次	×	○	○	○	○
9	和野地区公民館	田野畑村和野140-5	和野	5	-	第4分団	一次	×	○	○	○	○
10	西和野自治会館	田野畑村和野278-5	西和野	5	-	第4分団	一次	×	○	○	○	○
11	田野畑小学校	田野畑村田野畑136	田野畑	85	34-2050	第4分団	二次	×	○	○	○	○
12	アズビィ楽習センター	田野畑村和野278	西和野	30	34-2226	第4分団	広域	○	○	○	○	○
13	アズビィ体育館	田野畑村和野278	西和野	100	34-2332	第4分団	広域	○	○	○	○	○
14	アズビィホール	田野畑村和野278	西和野	115	-	第4分団	広域	○	○	○	○	○
15	田野畑中学校	田野畑村松前沢87	田野畑	100	34-2301	第4分団	広域	○	○	○	○	○
16	道の駅たのはた	田野畑村菅窪	菅窪	40	-	第4分団	広域	○	○	○	○	○
17	農林水産体験交流施設	田野畑村菅窪151-61	菅窪	15	-	第4分団	二次	○	○	○	○	○
18	七滝地区公民館(創心館)	田野畑村七滝125	七滝	6	34-2655	第4分団	一次	×	○	×	○	○
19	猿山地区公民館	田野畑村猿山96-1	猿山	15	32-2214	第2分団2部	一次	×	○	○	○	○
20	浜岩泉地区農業会館	田野畑村浜岩泉60	大芦	37	32-2820	第2分団2部	一次	×	×	×	○	○
21	大芦地区集会所	田野畑村大芦42-1	大芦	5	-	第2分団2部	一次	×	○	○	○	○
22	浜岩泉地区公民館	田野畑村浜岩泉224-1	浜岩泉	7	-	第2分団2部	一次	×	○	○	○	○
23	真木沢地区公民館	田野畑村真木沢136	真木沢	7	-	第2分団2部	一次	×	○	○	○	○
24	切牛地区公民館(望洋館)	田野畑村切牛37-9	切牛	67	32-2278	第2分団2部	一次	○	○	○	○	○
25	黎明台団地集会所	田野畑村切牛109-53	切牛	16	-	第2分団1部	一次	○	○	○	○	○
26	島越地区コミュニティセンター	田野畑村松前沢1-115	島越	24	-	第2分団1部	一次	×	×	×	○	○
27	島越地区消防防災センター	田野畑村島越197	島越	5	33-2318	第2分団1部	一次	○	○	○	○	○
28	板橋地区公民館	田野畑村七滝282-7	板橋	6	-	第4分団	一次	×	○	○	○	○
29	千丈地区公民館	田野畑村千丈87-2	千丈	7	-	第3分団	一次	×	○	×	○	○
30	尾肝要地区コミュニティセンター	田野畑村尾肝要42	尾肝要	7	34-2873	第3分団	一次	×	○	○	○	○
31	農村環境改善センター	田野畑村尾肝要121	沼袋	85	34-2210	第3分団	一次	×	×	×	○	○
32	沼袋地区公民館(青雲館)	田野畑村尾肝要121	沼袋	5	-	第3分団	一次	×	×	×	○	○
33	甲地地区公民館	田野畑村子木地126-6	甲地	13	24-2704	第3分団	一次	×	○	×	○	○
34	田代地区公民館	田野畑村日蔭57	田代	7	-	第3分団	一次	×	×	×	○	○
35	巢合地区公民館	田野畑村滝ノ沢63-1	巢合	7	34-2663	第3分団	一次	×	○	×	○	○
36	ホテル羅賀荘	田野畑村羅賀60-1	羅賀	100	33-2611	第1分団1部	一次 二次	○ ×	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
37	特別養護老人ホーム寿生苑	田野畑村田野畑120-18	田野畑	8	33-3221	第4分団	福祉	○	○	○	○	○
38	中城興産(株)グループホームつくえ	田野畑村机299	机	8	33-3500	第1分団2部	福祉	○	○	○	○	○
39	障害者福祉作業所ハックの家	田野畑村菅窪20-2	菅窪	8	34-2303	第4分団	福祉	○	○	○	○	○

※ホテル羅賀荘は、津波災害時に宿泊者を5階以上に避難させる津波避難ビルとして指定する。

※寿生苑、グループホームつくえ、ハックの家は、災害時に配慮を要する方の避難を対象とした福祉避難所として指定する。

※一次避難所とは、災害発生時に一次避難場所から避難する最寄り(地域)の避難所である。

※二次避難所とは、一次避難所からより安全な設備の整った施設に集団避難する広域的避難所である。

なお広域避難所のうち、アズビィ楽習センター、ホールは、全ての災害発生時において自動開設とする。

※収容人員は、収容面積に対しソーシャルディスタンスをとった人数配置の目安として算出している。

3 福祉避難所指定一覧

村との協定に基づき、次の施設を「福祉避難所」として指定する。

No.	施設名	所在地	施設種別	備考
1	特別養護老人ホーム 寿生苑	田野畑 120-18	特養老人ホーム	
2	中城興産(株) グループホームつくえ	机 299	グループホーム	
3	障害者福祉作業所 ハックの家	菅窪 20-2	障害者福祉作業所	

※開設にあたっては、施設管理者と災害警戒（対策）本部が協議のうえ日時及び受入体制を決定する。

4 避難誘導等担当区域

住民等の避難に際しては、次の各区分に基づき、田野畑村消防団が、避難の誘導にあたる。

区 分	担 当 区 域
田野畑村消防団第1分団1部	明戸、羅賀、拓洋台団地
〃 第1分団2部	北山、机、池名
〃 第2分団1部	島越、黎明台団地
〃 第2分団2部	猿山、大芦、真木沢、切牛、浜岩泉
〃 第3分団	千丈、尾肝要、沼袋、甲地、田代、巢合、萩牛
〃 第4分団	田野畑、西和野、和野、菅窪、七滝、板橋

4 本編 災害応急対策計画に関する資料

第4章 1節-1 非常・緊急通話の内容及び利用できる機関

	通話の内容	機関等
非常 通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項	(1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	(1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天変、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急 通話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容するもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(非常通話の表及びこの表の(1)から(3)までに掲げるものを除く。)相互間

第4章 1節-2 衛星携帯電話

設 置 場 所	電 話 番 号
田 野 畑 村 役 場	080-1662-6180
国 保 田 野 畑 村 診 療 所	080-2814-6575
アズビー楽習センター	090-2602-9969
田 野 畑 分 署	080-8211-9807

第4章2節-1 収集、伝達する災害情報（実施責任者・報告様式）

実施機関	様式	収集、伝達する災害情報の内容
本部長 (県本部長)	1	被害発生等報告
	1-1	避難の指示・勧告等の状況報告
	2	人的及び住家被害報告
	2-1	人的被害内訳
	2-2	住家被害内訳
	3	庁舎等被害報告
	4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
	B	水道施設被害報告
	C	火葬場等被害報告
	5	医療衛生施設被害報告
	5-1	医療衛生施設被害内訳
	6	消防施設被害報告
	D	観光施設被害報告
	7	観光施設被害報告
	E	商工関係被害報告
	8	商工関係被害報告
	9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
	F	農林水産物関係被害報告
	10	水産関係被害報告
	11	漁港施設等被害報告
	12	農業施設被害報告
	13	農作物等被害報告
	13-1	農作物被害内訳
	14	家畜等関係被害報告
	15	農地農業用施設被害報告
16	林業関係被害報告	
G	土木施設関係被害報告	
17	公共土木施設被害報告	
18	公営住宅等被害報告	
H	教育施設関係被害報告	
19	児童・生徒及び教員等被害報告	
20	学校被害報告	
21	文化財被害報告	
22	船舶被害報告	
I	通信関係被害報告	
23	電力関係被害報告	
24	工業用水道被害報告	
J	鉄道関係被害報告	
25	鉄道関係被害報告	

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容
三 陸 国 道 事 務 所	国管理の道路及び橋梁の被害状況
三 陸 北 部 森 林 管 理 署	国有林の施設、森林等の被害状況
東 北 電 力 (株) 宮 古 営 業 所	所管する電力関係施設の被災状況
三 陸 鉄 道 (株)	所有する鉄道関係施設の被災状況

第4章 2節-2 被害状況判定の基準

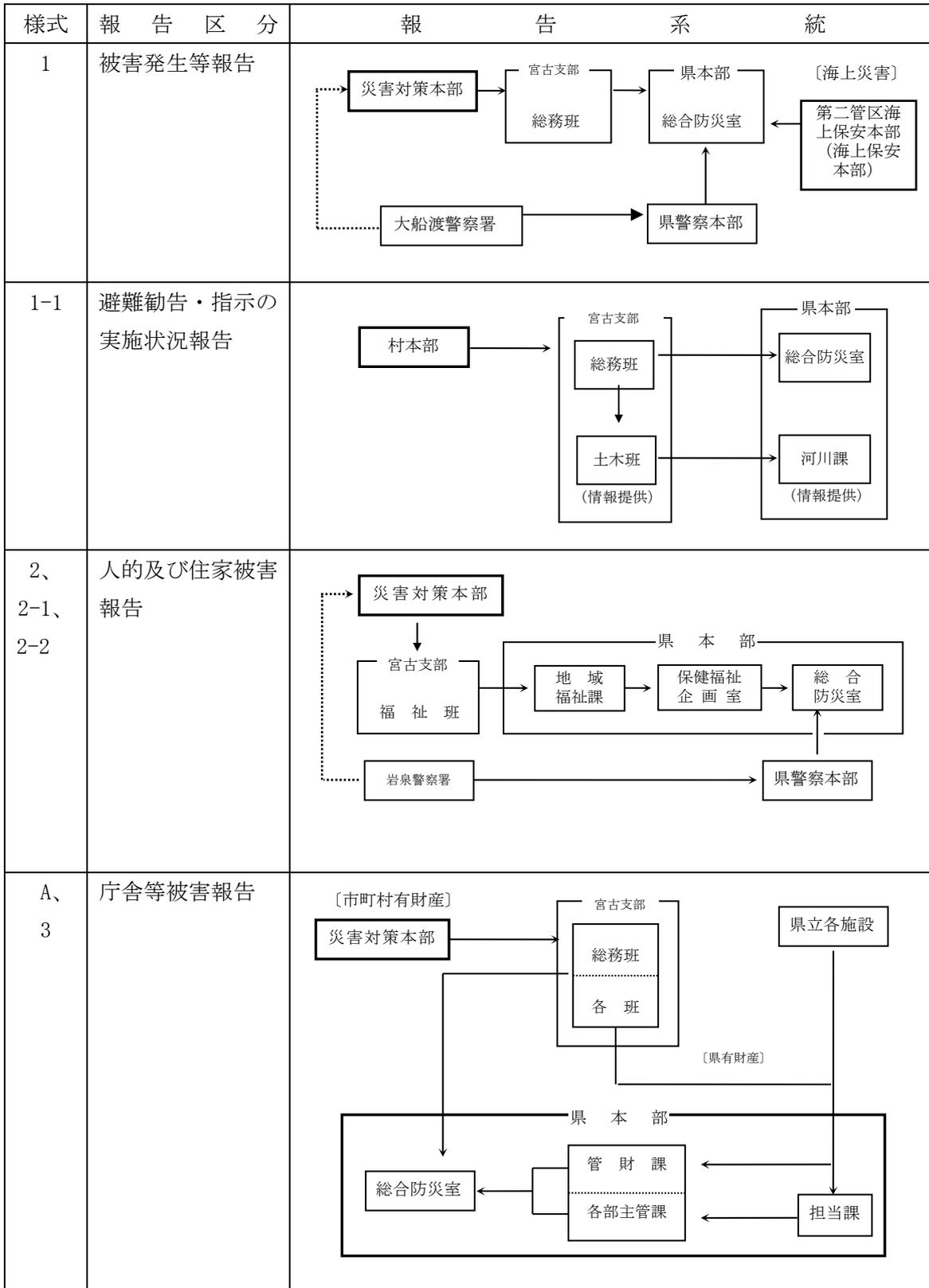
ア 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊、流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に留まった程度のもの	
田畑被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	一般国道、県及び村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不能となったもの
		破損	修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

イ 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家で有るかどうかと問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

第4章2節-3 県への報告区分別系統図



様式	報告区分	報告系統
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<p>宮古支部 災害対策本部 → 教育事務所班 [社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設] → 福祉班 → 県立各施設</p> <p>県本部 総合防災室 ← 保健福祉企画室 ← 地域福祉課 ← 長寿社会課 ← [社会福祉施設] ← 障がい保健福祉課 ← 児童家庭課 ← 生涯学習文化課 ← [社会教育施設] ← スポーツ健康課 ← [文化施設] ← [体育施設]</p>
B、C、5、5-1	医療衛生施設被害報告	<p>宮古支部 災害対策本部 → 保健環境班(福祉班) 国立病院等 → 県立病院班</p> <p>県本部 総合防災室 ← 保健福祉企画室 ← 医療推進課 [県立病院以外の病院等・感染症指定医療機関] ← 長寿社会課 ← [介護老人保健施設] ← 児童家庭課 ← [母子健康センター] ← 環境生活企画室 ← 県民くらしの安全課 ← [上水道施設・衛生施設(火葬場、墓地)] ← 資源循環推進課 ← [衛生施設(ごみ処理施設、し尿処理施設)] ← 医療部管理課 ← [県立病院]</p>
6	消防施設被害報告	<p>宮古支部 村本部 → 総務班 → 県本部 総合防災室</p>

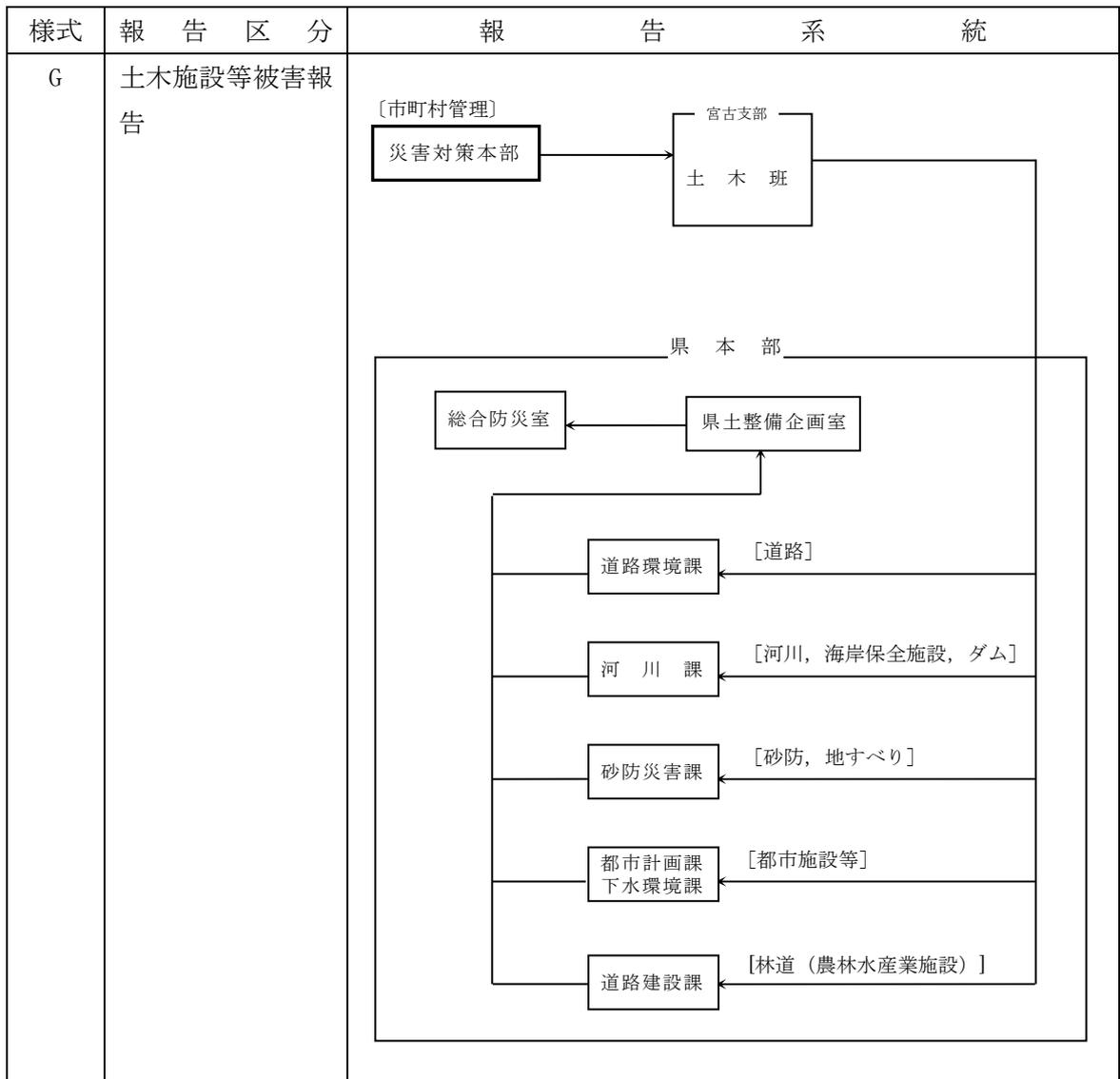
4 本編 災害応急対策計画に関する資料

様式	報告区分	報告系統
D、 7	観光施設被害報告	<p>災害対策本部</p> <p>宮古支部</p> <p>総務班</p> <p>保健環境班</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室</p> <p>環境生活企画室</p> <p>商工企画室</p> <p>自然保護課</p> <p>観光課</p> <p>[自然公園施設]</p> <p>[観光施設]</p>
E、 6	商工関係被害報告	<p>災害対策本部</p> <p>宮古支部</p> <p>総務班</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室</p> <p>商工企画室</p> <p>産業振興課</p>
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<p>災害対策本部</p> <p>宮古支部</p> <p>保健環境班</p> <p>総務班</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室</p> <p>環境生活企画室</p> <p>環境保全課</p> <p>[鉱山関係]</p> <p>[高圧ガス、火薬類施設]</p>

様式	報告区分	報告系統
F、 10	水産関係被害報告	<pre> graph TD A[災害対策本部] --> B[宮古支部 水産班] B --> C[県本部 農林水産企画室] C --> D[総合防災室] </pre>
F、 11	漁港施設等被害報告	<pre> graph TD A[災害対策本部] --> B[宮古支部 水産班] B --> C[県本部 漁港漁村課] C --> D[農林水産企画室] D --> E[総合防災室] </pre>
F、 12	農業施設被害報告	<pre> graph TD A[災害対策本部] --> B[宮古支部 農林班] B --> C[県本部 農林水産企画室] C --> D[総合防災室] </pre>
F、 13、 13-1	農作物等被害報告	<pre> graph TD A[災害対策本部] --> B[宮古支部 農林班] B --> C[県本部 農林水産企画室] C --> D[総合防災室] </pre>

4 本編 災害応急対策計画に関する資料

様式	報告区分	報告系統
F、 14	家畜等関係被害報告	<p>〔県管理以外〕</p>
F、 15	農地農業用施設被害報告	
F、 16	林業関係被害報告	



4 本編 災害応急対策計画に関する資料

様式	報告区分	報告系統
17	土木施設等被害報告	<p>〔市町村管理〕</p> <p>災害対策本部 → 宮古支部 土木班</p> <p>〔国管理〕</p> <p>三陸国道事務所</p> <p>県本部</p> <p>砂防災害課 (〔河川、道路、橋梁、海岸砂防、地すべり、海岸保全施設、都市施設等〕)</p> <p>〔道路〕</p> <p>県土整備企画室 → 総合防災室</p>
G、18	公営住宅等被害報告	<p>〔市町村管理〕</p> <p>災害対策本部 → 宮古支部 土木班</p> <p>県本部</p> <p>建築住宅課 → 県土整備企画室 → 総合防災室</p>

様式	報告区分	報告系統
<p>H、19 児童、生徒及び教員等被害報告</p> <p>H、20 学校被害報告</p>		<p>[市町村立学校]</p>
<p>H、21 文化財被害報告</p>		

第4章3節-1 防災行政無線放送マニュアル文

◎手動放送（J - A R E R T自動放送の後）

震度4以上の場合

～チャイム～

ただ今、村内に強い地震がありました。

津波の恐れがありますので、火の元の点検を行い、今後の情報に注意してください。

（繰り返し）

津波の心配がない場合

～チャイム～

こちらは、防災たのはたです。

先ほどの地震による津波の心配はありません。

（繰り返し）

◎避難所の開設（避難準備・避難勧告・避難指示と同時に放送）

避難所の開設周知

～チャイム～

こちらは、防災たのはたです。

__時__分大雨警報の発表に伴い、村内全域に（避難準備・高齢者等避難開始／避難勧告／避難指示（緊急））が発令されました。

アズビィ楽習センターに避難所を開設しましたので、避難される方はご利用ください。

なお、避難に時間を要する方は、今後大雨の状況が悪化する前に早めの避難をお願いします。

（繰り返し）

◎津波注意報発表の場合

津波注意報発令

～サイレン吹鳴～

ただ今、岩手県沿岸に津波注意報が発表されました。

これに伴い、沿岸部に避難指示（緊急）を発令しました。

津波の恐れがありますので、火の元の点検を行い、高台に避難してください。

消防団は、水ひ門の閉鎖を行い、住民の避難誘導、交通規制を実施してください。

（繰り返し）

津波情報（来襲情報）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。

ただいま、〇〇で「 $\Delta m \cdot \Delta cm$ の津波」を観測しました。

津波は何回も押し寄せますから、引き続き注意してください。

海岸には絶対近づかないでください。

（繰り返し）

津波情報（到達時刻情報）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。

〇〇時〇〇分に津波の到達が予想されます。

沿岸部にいる方は、速やかに高台に避難してください。

活動中の消防団員は、〇〇時〇〇分（10分前の時刻）までに退避してください。

（繰り返し）

津波情報（到達時刻情報・消防団退避）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。

〇〇時〇〇分に津波の到達が予想されます。

沿岸部にいる方は、速やかに高台に避難してください。

活動中の消防団員は、活動を中止して、直ちに退避してください。

（繰り返し）

津波注意報 解除

～チャイム～

こちらは、防災たのはた広報です。

岩手県沿岸に出されていた津波注意報は、〇〇時〇〇分に解除されました。

（繰り返し）

◎津波警報発表の場合

津波警報発令

～サイレン吹鳴～

ただ今、岩手県沿岸に津波警報が発表されました。

これに伴い、沿岸部に避難指示（緊急）を発令しました。

津波が予想されますので、火の元の点検を行い、高台に避難してください。

消防団は、水ひ門の閉鎖を行い、住民の避難誘導、交通規制を実施してください。

（繰り返し）

津波情報（来襲情報）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。

ただいま、〇〇で「高い津波」を観測しました。

津波は何回も押し寄せますから、引き続き注意してください。

海岸には絶対近づかないでください。

（繰り返し）

津波情報（到達時刻情報）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。

〇〇時〇〇分に津波の到達が予想されます。

沿岸部にいる方は、速やかに高台に避難してください。

活動中の消防団員は、〇〇時〇〇分（10分前の時刻）までに退避してください。

（繰り返し）

津波情報（到達時刻情報・消防団退避）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。

〇〇時〇〇分に津波の到達が予想されます。

沿岸部にいる方は、速やかに高台に避難してください。

活動中の消防団員は、活動を中止して、直ちに退避してください。

（繰り返し）

津波警報解除

～チャイム～

こちらは、防災たのほた広報です。

岩手県沿岸に出されていた津波警報は、〇〇時〇〇分に解除されました。

（繰り返し）

◎大津波警報発表の場合

大津波警報発令

～サイレン吹鳴～

ただ今、岩手県沿岸に大津波警報が発表されました。

これに伴い、沿岸部に避難指示（緊急）を発令しました。

大津波が予想されますので、火の元の点検を行い、高台に避難してください。

消防団は、水ひ門の閉鎖を行い、住民の避難誘導、交通規制を実施してください。

（繰り返し）

津波情報（潮位異常）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。ただいま、海岸では引き潮が発生しています。

間もなく、大津波が押し寄せることが予想されますから、厳重に警戒してください。

（繰り返し）

緊急事態（襲来情報）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。ただいま、〇〇で「巨大な津波」を観測しました。

津波は何回も押し寄せますから、引き続き注意してください。海岸には絶対近づかないでください。

（繰り返し）

大津波情報（到達時刻・退避時刻情報）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。〇〇時〇〇分に津波の到達が予想されます。

沿岸部にいる方は、速やかに高台に避難してください。

活動中の消防団員は、〇〇時〇〇分（10分前の時刻）までに退避してください。

（繰り返し）

津波情報（到達時刻情報・消防団退避）

～サイレン吹鳴～

津波情報をお知らせします。〇〇時〇〇分に津波の到達が予想されます。

沿岸部にいる方は、速やかに高台に避難してください。

活動中の消防団員は、活動を中止して、直ちに退避してください。

（繰り返し）

大津波警報解除

～チャイム～

こちらは、防災たのはた広報です。

岩手県沿岸に出されていた大津波警報は、〇〇時〇〇分に解除されました。（繰り返し）

◎土砂災害：大雨警報発表の場合

大雨警報発令（避難準備・高齢者避難開始）

～チャイム～

__時__分に田野畑村に大雨警報が発表されました。

土砂災害の危険性が高まっているため、村内全域に警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

高齢の方など避難に時間のかかる方は、予め定められた避難所へ避難してください。

（繰り返し）

土砂災害警戒情報（避難勧告）

～サイレン吹鳴～

田野畑村に土砂災害警戒情報が発表されました。

土砂災害の危険性が極めて高まっているため、村内全域に警戒レベル4 避難勧告を発令しました。

全ての方は、直ちに予め定められた避難所へ避難して下さい。

（繰り返し）

土砂災害警戒情報（避難指示（緊急））

～サイレン吹鳴～

田野畑村に土砂災害警戒情報が発表されました。

土砂災害の危険性が極めて高まっているため、村内全域に警戒レベル4 避難指示（緊急）を発令しました。

全ての方は、直ちに予め定められた避難所へ避難して下さい。

また、避難が難しい方は家の中の2階や山側から離れた部屋に避難してください。

（繰り返し）

大雨特別警報（土砂災害災害発生）

～サイレン吹鳴～

田野畑村に大雨特別警報が発表されました。

村内全域で何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっており、警戒レベル5に達しました。全ての方は、命を守るための最善の行動をとってください。

（繰り返し）

大雨特別警報（特別警報解除・警報継続）

～チャイム～

こちらは、防災たのはた広報です。

田野畑村に出されていた大雨特別警報は、〇〇時〇〇分に解除されました。

なお、大雨警報発表は継続しており、土砂災害の危険性が極めて高まっているため、村内全域に警戒レベル4 避難指示緊急を発令しています。

全ての方は、不要不急の外出を控え、避難先にとどまってください。（繰り返し）

◎河川の氾濫：洪水警報発表の場合

洪水警報発令（避難準備・高齢者避難開始）

～チャイム～

__時__分に田野畑村に洪水警報が発表されました。

河川氾濫の危険性が高まっているため、村内全域に警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

高齢の方など避難に時間のかかる方は、予め定められた避難所へ避難してください。

（繰り返し）

河川氾濫警戒情報（避難勧告）

～サイレン吹鳴～

田野畑村に河川氾濫警戒情報が発表されました。

河川氾濫の危険性が極めて高まっているため、村内全域に警戒レベル4 避難勧告を発令しました。

全ての方は、直ちに予め定められた避難所へ避難して下さい。

（繰り返し）

河川氾濫警戒情報（避難指示（緊急））

～サイレン吹鳴～

田野畑村に河川氾濫警戒情報が発表されました。

河川氾濫の危険性が極めて高まっているため、村内全域に警戒レベル4 避難指示（緊急）を発令しました。全ての方は、直ちに予め定められた避難所へ避難して下さい。

また、避難が難しい方は家の中の2階の部屋などに避難してください。

（繰り返し）

洪水特別警報（河川氾濫災害発生）

～サイレン吹鳴～

田野畑村に洪水特別警報が発表されました。

村内河川で氾濫が既に発生している可能性が極めて高い状況となっており、警戒レベル5に達しました。全ての方は、命を守るための最善の行動をとってください。（繰り返し）

洪水特別警報（特別警報解除・警報継続）

～チャイム～

こちらは、防災たのはた広報です。

田野畑村に出されていた洪水特別警報は、〇〇時〇〇分に解除されました。

なお、洪水警報発表は継続しており、河川氾濫の危険性が極めて高まっているため、村内全域に警戒レベル4 避難指示緊急を発令しています。

全ての方は、不要不急の外出を控え、避難先にとどまってください。（繰り返し）

◎消防団の車両広報文

強い地震（震度4以上）

こちらは、消防団の広報車です。
先ほど村内に強い地震がありました。
津波の恐れがありますので、火の元の点検を行い、今後の情報に注意してください。

津波注意報発表時

こちらは、消防団の広報車です。
先ほど津波注意報が発表になりました。
津波の恐れがありますので、住民の皆さんは、火の元を確認し、速やかに、近くの避難場所に避難してください。

津波警報発表時

こちらは、消防団の広報車です。
先ほど津波警報が発表になりました。
津波が予想されますので、住民の皆さんは、火の元を確認し、直ちに、近くの避難場所に避難してください。

大津波警報発表時

こちらは、消防団の広報車です。
先ほど大津波警報が発表になりました。
大津波が予想されますので、住民の皆さんは、火の元を確認し、直ちに、近くの避難場所に避難してください。

大雨警報発表時・避難レベル3時点での警戒

こちらは、消防団の広報車です。
先ほど田野畑村に大雨警報が発表になりました。
土砂災害の発生が予想されます。災害が予想される地域にお住まいの住民の皆さんは、早めに指定避難所に避難してください。

洪水警報発表時・避難レベル3時点での警戒

こちらは、消防団の広報車です。
先ほど田野畑村に洪水警報が発表になりました。
河川氾濫の発生が予想されます。災害が予想される地域にお住まいの住民の皆さんは、早めに指定避難所に避難してください。

第4章4節-1 災害時緊急指定路線（機能指定）

No.	道路区分	路線名	機能指定			交通規制	出発地	目的避難施設名称	備考
			津波避難	緊急物資輸送	その他				
1	国道	45号	×	○	○	有	—	—	
2	県道	岩泉平井賀普代線	○	○	○	有	—	—	
3	県道	田野畑岩泉線	×	○	○	無	—	—	
4	村道	北山港線	○	○	○	有	北山漁港	北山地区総合センター	
5	村道	長嶺線	×	○	○	無	—	—	
6	村道	机港線	○	○	○	有	机漁港	机地区開発センター（拓心館）	
7	村道	明戸北山線	○	○	○	有	明戸	机地区開発センター（拓心館）	
8	村道	明戸池名線	○	○	○	有	キャンプ場	明戸地区公民館	
9	村道	羅賀平井賀線	○	○	○	有	羅賀漁港	拓洋台団地集会所	
10	村道	羅賀東線	○	○	○	有	羅賀東団地	拓洋台団地集会所	
11	村道	平井賀港線	○	○	○	有	平井賀漁港	拓洋台団地集会所	
12	村道	平井賀線	○	○	○	有	平井賀漁港	拓洋台団地集会所	
13	村道	田野畑平井賀線	○	○	○	有	平井賀漁港	拓洋台団地集会所	
14	村道	海鳴台線	○	○	○	有	平井賀漁港	拓洋台団地集会所	
15	村道	和野平井賀線	○	○	○	有	釜谷の沢	アズビィホール	
16	村道	ハイベ線	○	○	○	有	ハイベ海岸	アズビィホール	
17	村道	川向線	○	○	○	有	島越駅	アズビィホール	
18	村道	立神線	○	○	○	有	松前沢	アズビィホール	
19	村道	松前線	○	○	○	有	松前沢団地	アズビィホール	
20	村道	松前沢線	○	○	○	有	—	アズビィホール	
21	村道	島越浜岩泉線	○	○	○	有	—	アズビィホール	
22	村道	島越線	○	○	○	有	漁協市場	島越地区消防防災センター	
23	村道	真木沢港線	○	○	○	有	真木沢漁港	切牛地区公民館（望洋館）	
24	村道	切牛真木沢線	○	○	○	有	—	切牛地区公民館（望洋館）	
25	村道	目名線	×	○	○	無	—	—	
26	村道	鉄山線	×	○	○	無	—	—	
27	村道	館石線	×	○	○	無	—	—	
28	村道	沼袋三沢線	×	○	○	無	—	—	
29	村道	沼袋田代線	×	○	○	無	—	—	
30	村道	島越大芦線	×	○	○	無	—	—	
31	村道	田代萩牛線	×	○	○	無	—	—	
32	村道	田野畑明戸線	×	○	○	無	—	—	
33	村道	菅窪和野線	×	○	○	無	—	—	
34	村道	菅窪線	×	○	○	無	—	—	
35	村道	田野畑菅窪線	×	○	○	無	—	—	
36	村道	北山崎線	×	○	○	無	—	—	
37	村道	真木沢線	×	○	○	無	—	—	
38	村道	大芦切牛線	×	○	○	無	—	—	
39	村道	大谷地線	×	○	○	無	—	—	
40	村道	中居沢線	×	○	○	無	—	—	
41	村道	沼袋1号線	×	○	○	無	—	—	
42	村道	巢合線	×	○	○	無	—	—	
43	村道	尾肝要北山線	×	○	○	無	—	—	
44	村道	田野畑インター菅窪線	×	○	○	無	—	—	
45	村道	十字線	×	○	○	無	—	—	
46	村道	野場和野線	×	○	○	無	—	—	
47	林道	平波沢線	×	○	○	無	—	—	

第4章 4節-2 臨時防災ヘリポートの規格等

田野畑村臨時防災ヘリポートの規格等

田野畑村の飛行場外離着陸場（臨時防災ヘリポート）は一般基準を適用し、航空法第79条ただし書きにより、国土交通大臣の許可を得て設置したヘリポートである。

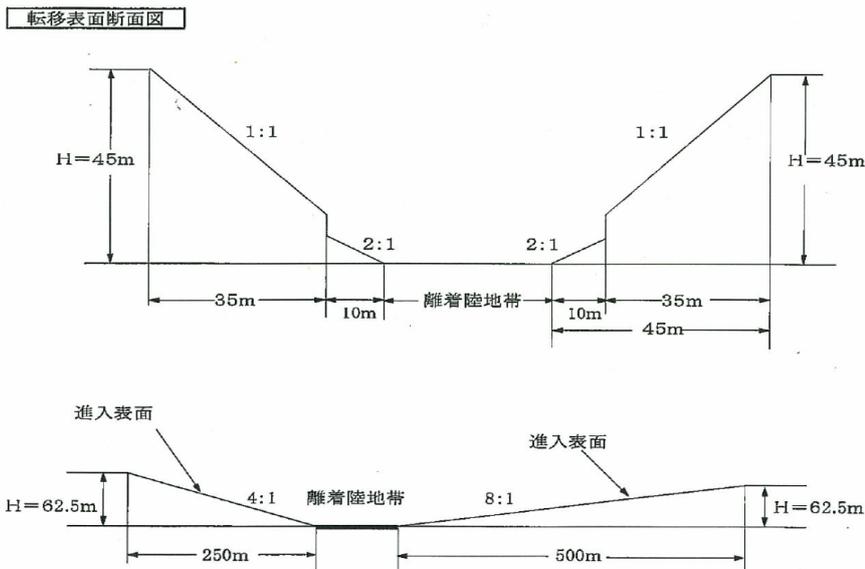
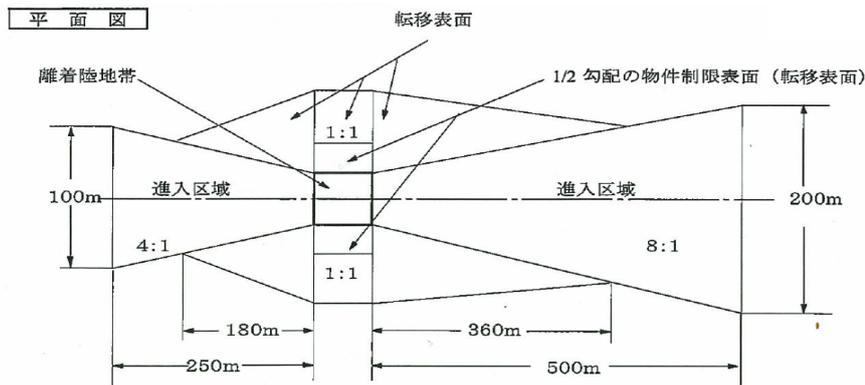
- ・設置箇所 岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪 43-4
- ・場外離着陸場面積 A=約0.4ha（内離着陸帯面積A=0.04ha）
- ・離着陸帯の規格 離着陸帯規模：20m×20m（就航予定ヘリコプターの全長及び全幅以上の大きさ）

【想定されるヘリコプター： 機種 名称 全長 全幅 重量】

機種	名称	全長	全幅	重量	
岩手県防災航空隊	ベル式 412EP 型	ひめかみ	17.12m	14.02m	5,398 kg
総務省・消防庁	エアバス AS365N3 型	おおたか	13.73m	11.94m	4,250 kg
岩手県警航空隊	川崎式 BK117C-1 型	いわて	13.00m	11.00m	3,350 kg
岩手医科大学付属病院	エアバス EC135P2i（ドクターヘリ）		12.16m	10.20m	2,835 kg

・安全表面

進入表面及び転移表面は一般基準に準拠する。以下に模式図を記載する。



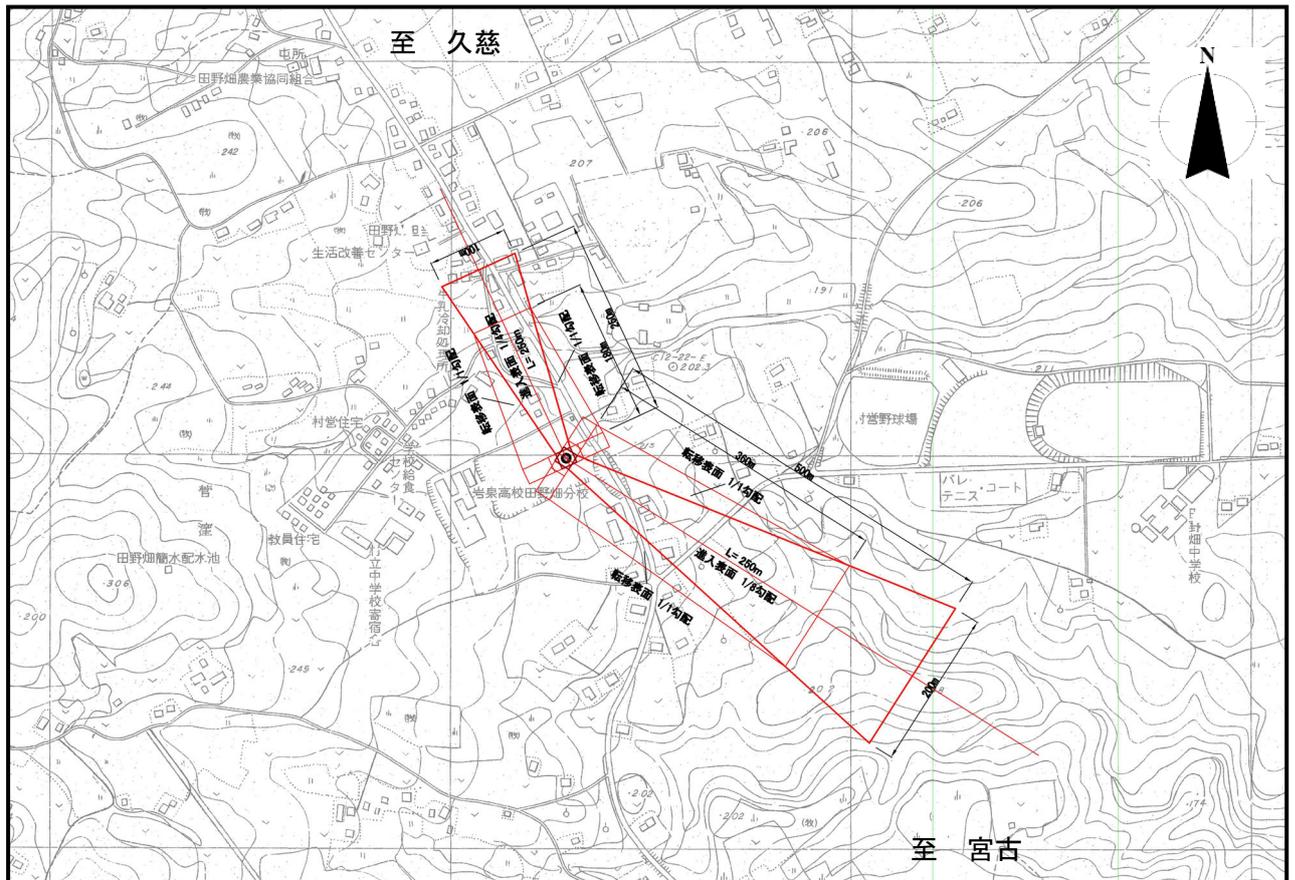
第4章4節-3 臨時防災ヘリポートの位置図等

田野畑村臨時防災ヘリポート位置図

(平成31年3月現在)

地 区	ヘリポート敷地の大きさ		役場までの距離 km	着陸帯の大きさ		備考
	縦m	横m		縦m	横m	
田野畑村臨時防災ヘリポート 田野畑村菅窪 43-4	60	60	1.0	20	20	付帯設備 風向指示器 1基

地形図に進入方向を明記する。着陸は北方向より、離陸は南東方向を想定する。なお、天候条件により、南東方向からの着陸も考えられる。



第4章 1 1 節-1 救助の種類、程度、期間等

【災害救助法による救助の内容等(1)】

(平成31年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に給与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3. 建設型仮設住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供 1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 給与期間は建設型仮設住宅と同様。

【災害救助法による救助の内容等(2)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること					
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増 すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
			冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					

【災害救助法による救助の内容等(3)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

【災害救助法による救助の内容等(4)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12才未満) 168,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄・消毒等) 1体当り 3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

4 本編 災害応急対策計画に関する資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ. 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ. 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額につ	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

4 本編 災害応急対策計画に関する資料

		いては100分の9 ハ. 6千万円を超え1億円 以下の部分の金額につ ては100分の8 ニ. 1億円を超え2億円以 下の部分の金額につ いては100分の7 ホ. 2億円を超え3億円以 下の部分の金額につ いては100分の5 ヘ. 3億円を超え5億円以 下の部分の金額につ いては100分の5 ト. 5億円を超える部分の 金額については100分 の4		
--	--	---	--	--

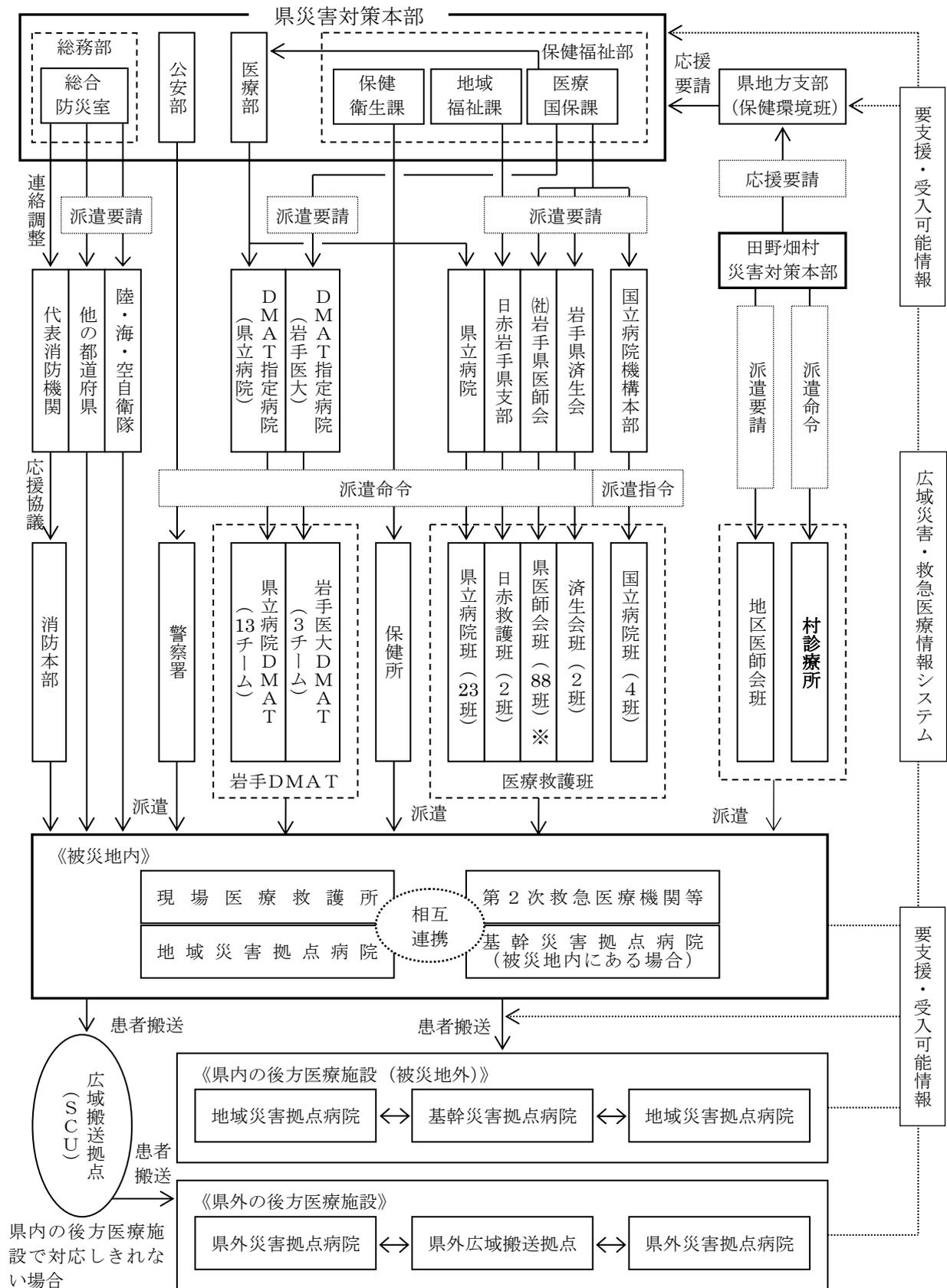
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

※ 救助の期間については、県知事と協議する。

第4章 14節-1 医療・保健活動の情報連絡系統図



第4章 16節-1 村指定給水装置工事事業者一覧表

村指定給水装置工事事業者一覧表

工事店名	住 所	電話番号	備 考
小野寺鉄工所	田野畑村 島越 38-4	0194-33-3730	
大崎建設(株)	和野 263-1	34-2571	
上高地設備	羅賀 3	33-2025	
横田建設(株)	巢合 25	34-2126	
ほほえみ水道	松前沢 6	33-2327	
熊谷建設(株)	日蔭 57-4	34-2241	
まるに	普代村 第13地割 128-7	0194-35-2201	
ノダ産業(有)	第13地割 112-6	35-2210	
(株)細谷地	久慈市 長内町 17-100-10	0194-53-2301	
(株)カネヨシ水道工業	中町 2-7	52-3535	
(株)共進設備	田屋町 1-13-12	53-4733	
(有)嵯峨工務店	中町 2-6	52-3030	
第一水道設備	宮古市 宮町 3-10-61	0193-62-0713	
伊藤住宅設備	板屋 4-4-7	62-4112	
(有)盛合水道工業所	津軽石 7-63-2	67-3539	
(有)エスト	津軽石 13-455-3	83-1077	
角登設備(有)	鍬ヶ崎 4-23	64-0011	
(株)菊地建設	八木沢 3-11-5	63-3871	
(有)佐藤建業	山田町 大沢 2-65-2	0193-82-9832	
J・ウォーター(株)	盛岡市 上堂 3-13-35	019-646-9511	
(株)高設	上厨川字横長根 10	645-4286	

第4章 18節-1 応急仮設住宅入居者選定調査書（様式）

応急仮設住宅入居者選定調査書

罹災前住所				世帯主			
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	所得額	固定資産税	摘要	
	本人						
罹災前の資産の内容	種別	面積	資産額	種別	面積	金額	摘要
	宅地	m ²	円	住宅	m ²	円	建物を損壊した部分は朱書きすること。
	田	ha	円	非住宅	m ²	円	
	畑	ha	円	その他		円	
	山林	ha	円	計		円	
罹災後の収入の見通し		(具体的に)					
今後の住宅確保の見通し		(具体的に)					
村長の意見及び順位							
平成 年 月 日 田野畑村長 印							
宮古地方振興局保健（総務）福祉部長の意見及び順位							
平成 年 月 日 宮古地方振興局保健（総務）福祉部長 印							

第4章 18節-2 村営建設工事事業者名簿

村営建設工事事業者名簿

名 称	住 所	電話番号	備 考
大 崎 建 設 (株)	田野畑村和野 263-1	34-2571	
熊 谷 建 設 (株)	日蔭 57-4	34-2241	
(有) 熊 谷 住 建	浜岩泉 216-8	32-2311	
県 北 運 輸 (有)	和野 15-24	33-3301	
佐 藤 建 設 (株)	羅賀 268-1	33-3011	
(株) 畠 山 建 業	和野 567-6	33-3173	
横 田 建 設 (株)	巢合 25	34-2126	
小 松 山 建 工	羅賀 247-2	33-3138	
(株) 佐 藤 組	岩泉町小本字鉦 305-1	28-3111	

第4章 19節-1 感染症予防薬剤調達先一覧表

感染症予防薬剤調達先一覧表

規 模	名 称	住 所	電話番号
小 売	岩手宮古農協田野畑支店	菅窪 33-4	34-2011

第4章20節-1 ごみ収集・し尿処理業者及び機材保有状況

ごみ収集処理業者

住 所	氏 名	電 話	保有能力	備 考
田野畑	(有)クリーン田野畑	33-3033	パッカー車 2.75t 積	1台
沼袋	(有)田野畑リサイクル	34-2224	パッカー車 2.25t 積	2台

し尿処理業者

住 所	氏 名	電 話	保有能力	備 考
菅窪	(有)田野畑清掃社	34-2650	6.0 t	2台

村有機械、機材調

機材の名称	規 格	数 量	保管場所	摘 要
普通トラック	2 t	1台	田野畑	建設第一課
マイクロバス等		12台	〃	政策推進課
計		13台		

第4章20節-2 臨時ゴミ及び障害物の集積所

臨時ゴミ及び障害物の集積所

番号	場 所	摘 要	番号	場 所	摘 要
1	明戸海岸		4	鉄山村有地	
2	コイコロベ須賀		5	田野畑中学校	
3	真木沢須賀				

5 本編 災害復旧・復興計画に関する資料

第5章2節-1 災害弔慰金等の支給

(平成28年4月1日現在)

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生計維持者	その他の者
災 害 弔 慰 金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金 り災見舞金	小災害によって住家が滅失した帯に対して見舞金を支給した市町村に交付する。	災害救助法施行細則第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に被災率を乗じて得た数を乗じて得た金額	
小災害見舞金 救助見舞金	り災住民の救助を行った市町村に交付する。	災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

第5章2節-2 災害復興住宅資金

(平成21年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金</p> <p>(1) 住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合</p> <p>(3) 土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年7月6日法律第82号)</p>	<p>1 住宅資金の融資限度額</p> <p>(1) 耐火、準耐火、木造(耐久性) 1,460万円</p> <p>(2) 木造(一般) 1,400万円</p> <p>2 整地費の融資限度額 380万円</p> <p>3 土地取得費の融資限度額 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内(この期間償還期間を延長する。)</p> <p>2 償還期間 耐火構造, 準耐火構造, 木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内</p> <p>3 利子 変動金利型</p> <p>4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>2 購入資金</p> <p>(1) 住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築家屋購入資金の融資限度額</p> <p>(1) 耐火、準耐火、木造(耐久性) 1,460万円</p> <p>(2) 木造(一般) 1,400万円</p> <p>2 中古住宅購入資金の融資限度額</p> <p>(1) 耐火、準耐火、木造(耐久性) 1,160万円</p> <p>(2) 木造(一般) 950万円</p> <p>3 土地取得費の融資限度額 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内(この期間償還期間を延長する。)</p> <p>2 償還期間 耐火構造, 準耐火構造, 木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内</p> <p>3 利子 変動金利型</p> <p>4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>3 補修等資金</p> <p>(1) 補修資金 一戸当たりの補修の費用が10万円以上の家屋で、改築又は補修により復旧する場合(増築工事、全部改築工事不可)</p> <p>(2) 移転資金 補修する家屋を引方移転(住宅の位置の上げ下げを含む)する場合</p> <p>(3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金の融資限度額</p> <p>(1) 耐火、準耐火、木造(耐久性) 640万円</p> <p>(2) 木造(一般) 590万円</p> <p>2 移転費の融資限度額 380万円</p> <p>3 整地費の融資限度額 380万円</p> <p>2と3をあわせて融資する場合の合計額の限度額 380万円</p>	<p>1 償還期間 20年以内</p> <p>2 利子 変動金利型</p> <p>3 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>

第5章 2節-3 生活福祉資金

(平成22年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	1世帯 150万円以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借申込書官公署が発行する被災証明書を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。

第5章2節-4 災害援護資金

(平成21年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年9月18日法律第82号)	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) 3 貸付 利率年3%(据置期間中は無利子) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

6 災害対策本部等に関する資料

1 田野畑村防災会議条例

昭和 42 年 11 月 1 日
条 例 第 2 5 条

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき田野畑村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 田野畑村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 田野畑村の地域に係る災害が発生した場所において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び消防機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) その他村長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年11月1日から施行する。
- 2 田野畑村防災会議条例（昭和37年田野畑村条例第4号）は廃止する。

2 田野畑村災害対策本部条例

昭和37年8月25日
条例第15条

（目 的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、田野畑村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部に部を置くことができる。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑 則）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 田野畑村災害警戒本部設置要領

平成18年12月1日
訓令第15条

（目的）

第1 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、田野畑村災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置基準）

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 沿岸北部に気象警報（海上に対する濃霧警報、波浪警報及び風警報を除く。）が発表されたとき。
- (2) 村内に震度3の地震が発生したとき。
- (3) 岩手県に津波注意報が発表されたとき。
- (4) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合、若しくは大規模な火災・爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、参事（総務管理）が必要と認めるとき。

（所掌事項）

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象予警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 村内各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 各課等の対応状況の把握に関すること。
- (5) その他情報の収集等に関し必要な事項

（組織）

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を持って構成する。

- 2 本部長は副村長を、副本部長は参事（産業振興）もって充て、本部員は総務課長、政策推進課長、税務会計課長、生活福祉課長、保育所対策室長、地域整備課長、産業振興課長、保健医療センター事務長、議会事務局長及び教育次長を充て、本部職員は総務課員を充てる。

（本部長及び副本部長）

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（本部の事務）

第7 災害警戒本部の事務は、総務企画課において行う。

（廃止基準）

第8 災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象予警報等が解除された場合において、本部長が災害発生のおそれなくなったと認めるとき。
- (2) 災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、田野畑村災害対策本部を設置するものとする。

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

4 災害関連協定締結一覧

(令和3年3月現在)

番号	協定の名称	相手方	内容等
1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	県内33市町村	応援：宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 応援調整：盛岡市、花巻市
2	岩手県防災ヘリコプター応援協定	岩手県	防災ヘリコプターの応援
3	田野畑村臨時防災ヘリポート使用に関する協定	海上保安庁第二管区 海上保安本部	田野畑村臨時防災ヘリポートの使用、ヘリ燃料供給拠点の運用協力
4	消防相互応援に関する協定	岩手県	県内広域消防本部間の相互協力
5	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	寿生苑、グループホームつくえ、ハックの家	福祉避難所の設置・運営
6	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	岩手県と民間13社 (株)壺番屋、(株)オートバックスセブン、 (株)サークルKサンクス、(株)ストロベリーコーンズ、(株)セブンイレブン・ジャパン、 (株)ドートルコーヒー、(株)ハードオフコーポレーション、(株)ファミリーマート、ミニストップ(株)、(株)モスフードサービス、山崎製パン(株)デイリーヤマザキ事業統括本部、(株)吉野家、(株)ローソン	店舗における水道、トイレ等の提供外
7	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)岩手支店	特設公衆電話の設置・利用
8	災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	災害時電力供給の早期復旧
9	田野畑村と田野畑村内郵便局との災害発生時の対応と平常時における地域見守り活動の相互協力に関する協定	田野畑村内郵便局代表 田野畑郵便局	緊急車両の提供と地域見守り活動及び情報の提供
10	地理空間情報の利用促進のための協力に関する協定	国土地理院	地理空間情報の相互活用
11	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達及び応急対策要員確保の要請に関する協定	岩手県高圧ガス保安協会 岩泉支部支部長	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達及び応急対策要員確保
12	災害時における飲料の確保に関する協定	みちのくココ・コーラボトリング(株)	災害時の飲料の確保と提供

7 災害報告様式に関する資料

1 災害報告様式

様式－1

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒総合防災室】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒総合防災室】

被害発生等報告

災害名	第報(月日時分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

1 人的被害

区分	人数	氏名	年齢
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

4 その他の被害

区分	数量	被害の状況

2 住家被害

区分	棟数	世帯数	人員
全壊			
半壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒)	災害対策本部・災害警戒本部		
本部設置・廃止 状況	設置	月	日 時 分
	廃止	月	日 時 分
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を 添付すること。		
応援要請の状況			
消防機関の 活動状況	消防職員	人	
	消防団員	人	
ボランティア センターの設置 及び活動状況			
津波警報等発表 時における	閉鎖時間	時	分
	閉鎖箇所	箇所	
水門等閉鎖状況	解除時間	時	分
	その他の 措置状況		

3 非住家被害

区分	棟数	被害の状況
公共建物		
その他の 建物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式-1-2

様式1-1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒総合防災室】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報(月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実避難先及び実避難者数	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1. 本様式は、避難指示を発令した場合等(避難指示・避難勧告・自主避難)に、様式1に添付するものであること。

様式-2-1

(様式2-1)

人的被害内訳

区 分	住 所	氏 名	年 令	性 別	原 因	負傷部位
ア 死 者						/
イ 行方不明者						/
ウ 重 傷 者						
エ 軽 傷 者						

様式－２－２

(様式2-2)

住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世 帯 数	人 員
ア 全壊(流失)				
イ 半 壊				
ウ 一部破損				
エ 床上浸水				
オ 床下浸水				

様式－5-1

(様式5-1)

医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

- 注1. 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所等の別を記載すること。
 2. 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。
 3. 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。
 4. 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。

様式一 7

様式7 { 市町村本部⇒地方支部(総務班・保健環境班)
⇒県関係課⇒総合防災室 }

観 光 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%																													
区分 市町村名	種 別	被害額合計	公 共 施 設														民 営 施 設																			
			道路		橋梁		園地		駐車場		展望 休憩舎		上下 水道		索道 施設		野営場 施設		宿泊 施設		船舶 施設		その他		計		展望 休憩所		索道 施設		宿泊 施設		その他		計	
			施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額		
計	自然公園	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	
	観光施設																																			
	計																																			
	自然公園																																			
	観光施設																																			
	計																																			
	自然公園																																			
	観光施設																																			
	計																																			
	自然公園																																			
	観光施設																																			
	計																																			

注1. 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。
 2. 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害(様式17)とは重複しないものであること。
 3. 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害(様式2)の住家被害とは重複しないものであること。
 4. 上下水道被害は、医療衛生施設被害(様式5)とは重複しないものであること。
 5. 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害(様式2)の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では()をもって記載すること。

様式-17

様式17
 【国管理】岩手河川国道・三陸国道事務所⇒県関係課⇒総合防災室
 【県管理】地方支部（土木班）⇒県関係課⇒総合防災室
 【市町村管理】市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課⇒総合防災室
 【日本道路公団管理】盛岡管理事務所⇒県関係課⇒総合防災室
 【空港】空港管理事務所⇒県関係課⇒総合防災室

公共土木施設被害報告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)		発信者		第報		報告時点		月日時分現在		調査率		%																								
区分	県										市町村工事										合計																	
	河川		道路		橋梁		公園		海岸 (その他)		砂防設備		地すべり 防止施設		海岸 (港湾にか かるもの)		港湾		下水道			急傾斜地 崩壊防止 施設		計		河川		道路		橋梁		公園		下水道		計		
	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額		被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額	被害 箇所	被害 額			
計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円

注1. 上段に前回報告、下段に今回報告を記入すること。
 注2. 国管理及び日本道路公団管理の被害については、この様式を準用すること。

様式-23

様式23 (【東北電力(株)各施設】東北電力(株)岩手支店
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【電源開発(株)施設】電源開発(株)東和電力所
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【企業局各施設】県企業局⇒総合防災室)

電力関係被害報告

事業所等名	課等名		発信者			第 報	報告時点	月 日 時 分現在				調査率	%			
区 分	被害 額 合 計	発電関係		送電関係			変 電 設 備	通信関係				配電関係				その他事項
		電 気 設 備	土 木 工 作 物	支 持 物	硝 子	電 線		無 線	搬 送	有 線	電 源 装 置 ・ 他	電 柱	電 線	変 圧 器	引 込 線	
被害数		(箇所)	(箇所)	(基)	(個)	(経間)	(箇所)	(回線)	(回線)	(回線)	(台)	(本)	(条スパン)	(台)	(口)	
被害額	千円															

様式-24

様式24 [企業局各施設⇒県企業局⇒総合防災室] 工業用水道被害報告

事業所等名		課等名				発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分現在			調査率	%
区 分	被害額 合計	取水施設		導水施設		浄 水 施 設					送水施設	配水施設		その他事項		
		取水塔	ポンプ棟	導水管路	沈砂池	着水井	沈澱池	管理棟	受配電設備	計装設備	汚泥処理設備	送水管	配水池		配水管	
被害数																
被害額	千円															

2 災害報告様式

様式-A

様式A【地方支部(総務班)⇒管財課⇒総合防災室】

庁舎等被害報告(県合同庁舎、県職員公舎)

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
地 方 支 部 名		発 信 者	

1 庁舎等

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

2 職員公舎

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式3を使用するものであること。

注2. 「名称等」の欄には、庁舎等については階数等、職員公舎については公舎名を記入すること。

様式－B

様式B【市町村本部⇒地方支部(保健環境班)⇒県関係課⇒総合防災室】

宛先 岩手県 ○○ 保健所長 / 環境保全課長 殿	発信: 平成 年 月 日 差出人:
------------------------------	----------------------

水道施設被害状況報告書(速報 第 報)

平成 17年 10月 9日 9時00分現在の状況

1 災害の日時及び原因 平成 年 月 日 時 分 発生 原因	
2 災害水道事業の概要 ① 市町村名 ② 処理施設事業名 ③ 処理人口 現在処理人口 人 ④ 排水量	
3 被災施設の概要(箇所数、施設名等) ① 取水施設 ② 貯水施設 ③ 導水施設 ④ 浄水施設 ⑤ 送水施設 ⑥ 配水施設	
4 断減水の状況 ・ 断水 ○○地区 ○○世帯(○○○人) ○月○日○時～ ・ 減水 ○○地区 ○○世帯(○○○人) ○月○日○時～ ○○%制限	
5 応急給水の状況 ○月○日○時～ ○○地区へ給水車○台で運搬給水	
6 復旧状況及び見込み ○月○日○時 ○○地区一部(○○世帯)給水開始	
7 被害金額 ○○○千円(又は未定)	
報 告 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	○○市○○水道事業所 職 氏 名 Tel

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様式－C

様式C【市町村本部⇒地方支部(保健環境班)⇒県関係課⇒総合防災室】

火葬場等被害報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2. 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。
様式28を使用するものであること。

様式－F

様式F【市町村本部⇒地方支部(農林班・水産班)⇒県関係課⇒総合防災室】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

被 害 項 目	調 査 結 果
今後の調査 スケジュール	

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式－G

様式G【市町村本部⇒地方支部(土木班)⇒県関係課⇒総合防災室】

土木施設関係等被害報告

災 害 名	第 報(月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

施 設 区 分	被 害 状 況	対 応 状 況
道 路		
河 川		
砂 防		
下 水 道		
都 市 公 園		
公 営 住 宅		
港 湾		
そ の 他		

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式17及び様式18を使用するものであること。

様式－H

様式H【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室
 県立施設⇒県関係課⇒総合防災室】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施 設 名	施 設 発 信 者		
市 町 村 名	市 町 村 発 信 者		
地 方 支 部 名	地 方 支 部 発 信 者		

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全休

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育、文化施設及び体育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

様式一 I

様式I { 東日本電信電話(株)岩手支店、
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、
(株)エヌ・ティ・ティ・コム東北、
KDDI(株)⇒県関係課⇒総合防災室 }

通 信 事 故 情 報 ・ 通 信 規 制 情 報 報 告

事業所名		課等名	発信者		第 報	報告 時点	月 日 時 分現在	調査率	%
被害発生 日 時 時 間	固 定 電 話 ・ 移 動 体 通 信								備 考
	通信事故(回線不通)				通信規制				
	原因	対象局	規制割合	規制対象局(発信局/着信局)					

様式－J

様式J【東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、三陸鉄道(株)、IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県関係課
⇒総合防災室】

鉄道関係被害報告

災 害 名	第 報(月 日 時 分現在)		
事 業 所 名	発 信 者		
課 等 名			

被害発生日時	月 日 時 分		
被害の種類			
被害状況 及び対応			
鉄道不通区間及び 代替輸送の有無	不通区間		
	代替輸送	有 無	
	代替方法		
人的被害の有無	人的被害	有 無	
	内訳人数	死 者	人
		行方不明者	人
		重 傷 者	人
		軽 傷 者	人
計	人		
鉄道不通区間の 復旧の見通し			
その他特記事項			

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式26を使用するものであること。